

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令案参照条文

目次

○ 公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）	（抄）	（第一条関係）	1
○ 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）	（抄）		4
○ 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）	（抄）	（第二条関係）	5
○ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）	（抄）		7
○ 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）	（抄）	（第三条関係）	8
○ 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）	（抄）		9
○ 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）	（抄）		9
○ 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）	（抄）		10
○ 下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百七十七号）	（抄）	（第四条関係）	10
○ 下水道法（昭和二十二年法律第六十七号）	（抄）		17
○ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）	（抄）		17
○ 住宅地区改良法施行令（昭和三十五年政令第二百二十八号）	（抄）	（第五条関係）	19
○ 公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成八年政令第二百四十八号）	による改正前の公営住宅法施行令	（抄）	19
○ 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）	（抄）		25
○ 公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）	による改正前の公営住宅法	（抄）	25
○ 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）	（抄）	（第六条関係）	27
○ 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）	（抄）		27
○ 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百三号）	（抄）	（第七条関係）	31
○ 道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）	（抄）	（第八条関係）	31
○ 河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第九十九号）	（抄）	（第九条関係）	65
○ 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）	（抄）	（第十条関係）	84
○ 景観法（平成十六年法律第一百十号）	（抄）		85
○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）	（抄）	（附則第二条関係）	85
○ マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）	（抄）		85
○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）	（抄）		86
○ 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）	（抄）	（附則第六条関係）	86

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（附則第七条関係）	87
○ 奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）（抄）（附則第八条関係）	88
○ 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和三十六年政令第二百五十八号）（抄）（附則第九条関係）	89
○ 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第一百二十二号）（抄）	89
○ 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）（抄）	90
○ 車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）（抄）（附則第十条関係）	90
○ 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十五年政令第二十八号）（抄）（附則第十一条関係）	90
○ 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）（抄）	90
○ 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）（抄）	90
○ 水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号）（抄）（附則第十二条関係）	91
○ 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第一百十八号）（抄）	91
○ 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令（昭和五十五年政令第五百五十六号）（抄）（附則第十三条関係）	92
○ 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）（抄）	93
○ 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和五十六年法律第九十三号）（抄）	93
○ 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和五十六年法律第九十三号）（抄）	93
○ 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百五十二号）（抄）（附則第十五条関係）	94
○ 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）（抄）	94
○ 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）（附則第十六条関係）	95
○ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）	95

○公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）（抄）

（入居者資格）

第六条 法第二十三条に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

一 六十歳以上の者

二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

三 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

五 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六条第一項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第一項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

六 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの

七 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第二条に規定するハンセン病療養所入所者等

八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第二項に規定する被害者でイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者

ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

2 事業主体は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

3 事業主体は、入居の申込みをした者が第一項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村に意見を求めることができる。

4 法第二十三条第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 入居者又は同居者にイからハまでのいずれかに該当する者がある場合

イ 障害者基本法第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

- ロ 戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- ハ 第一項第四号、第六号又は第七号に該当する者
- 二 入居者が六十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満の者である場合
- 三 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
- 5 法第二十三条第二号イ、ロ及びハに規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 法第二十三条第二号イに掲げる場合 二十一万四千元
- 二 法第二十三条第二号ロに掲げる場合 二十一万四千元（当該災害発生の日から三年を経過した後は、十五万八千元）
- 三 法第二十三条第二号ハに掲げる場合 十五万八千元

（法第二十八条に規定する収入の基準及び収入超過者の家賃の算定方法）

- 第八条 法第二十八条第一項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。
- 一 法第二十三条第二号イに掲げる場合 同号イに定める金額
 - 二 法第二十三条第二号ロに掲げる場合 同号ロに定める金額
 - 三 法第二十三条第二号ハに掲げる場合 第六条第五項第三号に定める金額
- 2 法第二十八条第二項の規定による公営住宅の次の表の上欄に掲げる年度の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額から法第十六条第一項本文の規定による家賃の額を控除した額に同欄に掲げる年度の区分及び同表の下欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同欄に定める率を乗じた額に、同項本文の規定による家賃の額を加えた額とする。

初年度	年度	入居者の収入	年度
初年度（法第二十八条第二項の規定により当該公営住宅の家賃が定められることとなつた年度をいう。以下この表において同じ。）	初年度	十五万八千円を超え十八万六千円を超え八万六千円以下の場合	初年度
五分の一	五分の一	十八万六千円を超え二十一万四千円以下の場合	四分の一
四分の一	二分の一	二十一万四千円を超え二十五万九千円以下の場合	二分の一
一	一	二十五万九千円を超える場合	一

初年度の翌々年度	五分の三	四分の三	一
初年度から起算して三年度を経過した年度	五分の四	一	一
初年度から起算して四年度以上を経過した年度	一	一	一

(管理の特例に係る法第三章の規定の適用に関する技術的読替え等)
第十四条 法第四十七条第六項の規定による法第三章の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法第三章の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十条、第二十一条	事業主体	事業主体及び地方公共団又は地方住宅供給公社
第二十二條第一項、第二十七條第三項から第六項まで、第二十九條第一項及び第七項、第三十條、第三十二條第一項、第五項及び第六項、第三十三條第一項	事業主体	地方公共団体又は地方住宅供給公社
第二十五條第二項、第三十三條第二項、第三十四條	事業主体の長	地方公共団体の長又は地方住宅供給公社の理事長
第三十一條第一項	事業主体	事業主体又は地方公共団体若しくは地方住宅供給公社
第三十二條第三項	同項	地方公共団体又は地方住宅供給公社が同項
第三十四條	第十六條第一項若しくは第二十八條第二項	第二十九條第一項の規定による明渡しの請求

2 第六条第二項及び第三項の規定は、法第四十七条第一項の規定により地方公共団体又は地方住宅供給公社が公営住宅の管理を行う場合について準用する。

の規定による家賃の決定、第十六条第四項（第二十八条第三項又は第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免、第十八条第二項の規定による敷金の減免、第十九条（第二十八条第三項又は第二十九条第八項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、敷金若しくは金銭の徴収の猶予、第二十九条第一項の規定による明渡し請求、第三十条第一項の規定によるあつせん等又は第四十条の規定による公営住宅への入居の措置

又は第三十条第一項の規定によるあつせん等

○公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）（抄）
（家賃の決定）

第十六条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第三十四条の規定による請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者とその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅（その敷地を含む。）の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める。

3 第一項に規定する入居者からの収入の申告の方法については、国土交通省令で定める。

4 事業主体は、第一項の規定にかかわらず、病気にかかつていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。

5 前各項に規定する家賃に関する事項は、条例で定めなければならない。
（入居者資格）

第二十三条 公営住宅の入居者は、少なくとも次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者）

次条第二項において「老人等」という。）にあつては、第二号及び第三号）の条件を具備する者でなければならぬ。

一 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第二十七号第五項及び附則第十五項において同じ。）があること。

二 その者の収入がイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えないこと。

イ 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして政令で定める場合 入居者又は同居者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

ロ 公営住宅が、第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十二条第一項の規定による国の補助に係るもの又は第八条第一項各号の一に該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 イ又はロの政令で定める金額のいずれをも超えない範囲内で政令で定める金額

三 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

（収入超過者に対する措置等）
第二十八条 公営住宅の入居者は、当該公営住宅に引き続き三年以上入居している場合において政令で定める基準を超える収入のあるときは、当該公営住宅を明け渡すように努めなければならない。

2 公営住宅の入居者が前項の規定に該当する場合において当該公営住宅に引き続き入居しているときは、当該公営住宅の毎月の家賃は、第十六条第一項の規定にかかわらず、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。

3 第十六条第三項から第五項まで及び第十九条の規定は、前項に規定する公営住宅の家賃について準用する。

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）

※都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十三年政令第三百二十一号）による改正後

（食事施設等の占用の場所に関する基準）

第十一条の七 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第六号に掲げる施設（以下この条及び第十二条において「食事施設等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、食事施設等を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 (略)

二 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該食事施設等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十

号)第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。

2 (略)

(自転車駐車器具の占用の場所に関する基準)

第十一条の九 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第十号に規定する自転車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(以下この条において「自転車駐車器具」という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 (略)

二 法面若しくは側溝上の部分又は自転車道、自転車歩行者道若しくは歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該自転車駐車器具を自転車の駐車の用に供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。

2 (略)

(原動機付自転車等駐車器具の占用の場所に関する基準)

第十一条の十 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第十号に規定する原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(以下この条において「原動機付自転車等駐車器具」という。)に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 (略)

二 道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該原動機付自転車等駐車器具を原動機付自転車(側車付きのものを除く。)又は二輪自動車の駐車の用に供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の幅員が道路構造令第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。

2 (略)

(道道又は道の区域内の市町村道の改築に関する費用の補助)

第三十四条の二の三 (略)

2 平成二十年度以降十箇年間に於ける道道又は道の区域内の市町村道の改築で、前項に規定するもの及び次に掲げるもの以外のものに要する費用についての国の補助の割合は、法第五十六条の規定にかかわらず、十分の五・五(地域社会の中心となる都市(以下この項において「中心都市」という。))とその周辺の地域の市町村(以下この項において「周辺市町村」という。))又は中心都市と密接な関係にある中心都市若しくは高速自動車国道、空港その他の交通施設とを連絡する道路、中心都市及び周辺市町村の区域を循環する道路その他の道路であつて、自動車専用道路、他の道路との交差の方式を立体交差とする道路その他の中心都市及び周辺市町村における安全かつ円滑な交通の確保に特に資する道路として国土交通大臣が指定するものの改築に係るものにあつては、十分の六)以内とする。

一 道路構造令第三十八条第一項の規定により同令の規定による基準によらないことができる改築で、これに要する費用の額が国土交通大臣が

定めた額を超えないもの

二 (略)

三 車道の舗装につき道路構造令第二十三条第二項に規定する基準によることを要しない場合における当該道路の舗装

四 (略)

3 (略)

○道路法(昭和二十七年法律第百八十号) (抄)

(用語の定義)

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベータ

一等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

25 (略)

(道路の構造の基準)

第三十条 道路の構造の技術的基準は、道路の種類ごとに左の各号に掲げる事項について政令で定める。

一 幅員

二 建築限界

三 線形

四 視距

五 こう配

六 路面

七 排水施設

八 交差又は接続

九 待避所

十 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設

十一 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造について必要な事項

2 橋その他政令で定める主要な工作物については、前項の規定による外、その構造強度について必要な技術的基準を政令で定めることができる。

3 道路の附属物の構造について必要な技術的基準は、政令で定めることができる。

(道路の占用の許可)

第三十二条 (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 道路の占用の場所

四〇七 (略)

3〇5 (略)

(道路の占用の許可基準)

第三十三条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

2 (略)

(道路標識等の設置)

第四十五条 (略)

2 前項の道路標識及び区画線の種類、様式及び設置場所その他道路標識及び区画線に関し必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。

3 都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるもの寸法は、前項の規定にかかわらず、同項の内閣府令・国土交通省令の定めるところを参酌して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

(道路に関する費用の補助)

第五十六条 国は、国土交通大臣の指定する主要な都道府県道若しくは市道を整備するために必要がある場合、第七十七条の規定による道路に関する調査を行うために必要がある場合又は資源の開発、産業の振興、観光その他国の施策上特に道路を整備する必要があると認められる場合において、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該道路の新設又は改築に要する費用についてはその二分の一以内を、道路に関する調査に要する費用についてはその三分の一以内を、指定区間外の国道の修繕に要する費用についてはその二分の一以内を道路管理者に対して、補助することができる。

○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和三十四年政令第十七号) (抄)

(国の負担の割合の特例)

第一条 高速自動車国道と一体となつて全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路として国土交通大臣が指定する一般国道(道の区域内のものを除く。以下同じ。)の改築で国土交通大臣が行うもののうち、次に掲げるもの以外のものに要する費用について道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号。以下「法」という。)第二条の政令で定める国の負担の割合は、十分の七とする。

一 道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第三十八条第一項の規定により同令の規定による基準によらないことができる改築で、これに要する費用の額が国土交通大臣が定めた額を超えないもの

二 道路の交通に支障を及ぼしている構造上の原因の一部を除去するために行う突角の切取り、路床の改良、排水施設の整備又は待避所の設置

三 道路の区域を変更し、当該変更に係る部分を一般国道以外の道路とする計画がある箇所の改築

四 車道の舗装につき道路構造令第二十三条第二項に規定する基準によることを要しない場合における当該道路の舗装

五 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項（第一号を除く。）に規定する交通安全施設等整備事業として行われるもの

2 4 （略）

（国の補助の割合の特例）

第二条 （略）

2 次の各号に掲げる道路のいずれかに該当する都府県道等の改築で、前項に規定するもの、土地区画整理事業に係るもの並びに前条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げるもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、十分の五・五以内とする。

- 一 地域社会の中心となる都市（以下この号において「中心都市」という。）とその周辺の地域の市町村（以下この号において「周辺市町村」という。）又は中心都市と密接な関係にある中心都市若しくは高速自動車国道、空港その他の交通施設とを連絡する道路、中心都市及び周辺市町村の区域を循環する道路その他の道路であつて、自動車専用道路、他の道路との交差の方式を立体交差とする道路その他の中心都市及び周辺市町村における安全かつ円滑な交通の確保に特に資する道路として国土交通大臣が指定するもの
- 二 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第十条に規定する道路

○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）（抄）

（国の負担又は補助の割合の特例）

第二条 平成二十年度以降十箇年間に於ける地方公共団体に対する道路の舗装その他の改築に関する国の負担又は補助の割合については、道路法（第八十八条を除く。）及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）の規定にかかわらず、十分の七（土地区画整理事業に係るものにあつては、十分の五・五）の範囲内で、政令で特別の定めをすることができる。

○交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 （略）

3 この法律において「交通安全施設等整備事業」とは、前条の目的を達成するため、この法律で定めるところに従つて行われる次に掲げる事業をいう。ただし、第二号に掲げる事業にあつては道路の改築（同号イに規定する道路の改築を除く。）に伴つて行われるものを除く。

- 一 都道府県公安委員会（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百十四条の規定により権限の委任を受けた方面公安委員会を含む。以下同じ。）が行う次に掲げる事業

イ 信号機、道路標識又は道路標示の設置に関する事業

ロ 交通管制センター（信号機、道路標識及び道路標示の操作その他道路における交通の規制を広域にわたって総合的に行うため必要な施設で政令で定めるものをいう。）の設置に関する事業

二 道路管理者が行う次に掲げる事業

イ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の設置に関する事業又は特に交通の安全を確保する必要がある小区間について応急措置として行う歩道若しくは自転車道の設置その他の道路の改築で政令で定めるものに関する事業

ロ 道路標識、さく、街灯その他政令で定める道路の附属物で安全な交通を確保するためのもの又は区画線の設置に関する事業

○半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）（抄）

（半島循環道路等の整備）

第十条 国は、半島振興計画に基づく事業のうち、半島振興対策実施地域を循環する主要な道路又は半島振興対策実施地域と一般国道その他の政令で定める交通施設とを連絡する主要な道路であつて、当該半島振興対策実施地域の振興のために特に重要と認められるものとして国土交通大臣が指定するものの整備に関する事業については、その円滑な実施が促進されるよう特に配慮するものとする。

○下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百七十七号）（抄）

（事業計画の決定及び変更）

第三条 公共下水道管理者は、法第四条第一項の規定により、事業計画を定め、又は認可を受けた事業計画の変更（第五条の軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その決定又は変更に係る予定処理区域又は工事の着手若しくは完成の予定年月日を公示して、これらの事項に関し利害関係人に意見を申し出る機会を与えなければならない。

（公共下水道に係る事業計画の認可の申請）

第四条 公共下水道管理者は、法第四条第一項の規定により事業計画の認可を受けようとするときは、申請書に事業計画を記載した書類（事業計画の変更の認可を受けようとするときは、その変更を明らかにする書類）及び次の各号に掲げる事項（事業計画の変更の認可を受けようとするときは、その変更に係るものに限る。）を記載した書類を添付し、これを国土交通大臣（次条に規定する事業計画にあつては、都道府県知事）に提出しなければならない。この場合において、市町村が国土交通大臣に申請書を提出するときは、都道府県知事を経由しなければならない。

一 予定処理区域及びその周辺の地域の地形及び土地の用途

二 計画下水量及びその算出の根拠

三 公共下水道からの放流水及び処理施設において処理すべき、又は流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の予定水質並びにその推定の根拠

四 下水の放流先の状況

五 毎会計年度の工事費の予定額及びその予定財源

（都道府県知事が認可する事業計画）

第四条の二 法第四条第一項に規定する政令で定める事業計画は、次に掲げるものとする。

一 都道府県以外の地方公共団体が設置する公共下水道の事業計画のうち、次に掲げるもの

イ 予定処理区域（予定処理区域を拡張する変更に係るものにあつては、変更後の予定処理区域）の面積が百ヘクタール以下の公共下水道の事業計画

ロ 流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する公共下水道の事業計画

ハ 次条第二号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）第三号又は第五号に掲げる変更のみの変更に係る事業計画

二 前号に掲げるもののほか、都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の地方公共団体が設置する公共下水道の事業計画

（認可を要しない事業計画の軽微な変更）

第五条 法第四条第一項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一 予定処理区域の変更

二 公共下水道からの放流水の吐口で国土交通省令で定める主要な管渠、処理施設及び国土交通省令で定めるポンプ施設に係るものの配置の変更

三 国土交通省令で定める主要な管渠（これを補完する貯留施設を含む。）の配置、構造又は能力の変更。ただし、同一の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条に規定する道路内における位置の変更を除く。

四 処理施設（これを補完する施設を含む。）の新設又は配置若しくは下水の処理能力の変更

五 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更

六 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更
（環境大臣の意見を聴くことを要しない場合）

第五条の二 法第四条第二項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 予定処理区域の面積が百ヘクタール以下の公共下水道に係る認可（予定処理区域の拡張に係る事業計画の変更の認可にあつては、変更後の予定処理区域の面積が百ヘクタールを超える場合を除く。）をしようとする場合

二 流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する公共下水道に係る認可をしようとする場合

三 終末処理場の配置又は下水の処理能力の変更を伴わない事業計画の変更に係る認可をしようとする場合
（使用開始等の届出を要する下水の量又は水質）

第八条の二 法第十一条の二第二項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める量は、当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）を使用しようとする者が最も多量の汚水を排除する一日における当該汚水の量五十立方メートル以上とし、法第十一条の二第二項に規定する政令で定める水質は、次条第一項第四号に該当する水質又は第九条の十若しくは第九条の十一第一項第三号若しくは第六号若しくは第二項第一号、第二号（ただし書を除く。以下この項において同じ。）若しくは第三号から第五号までに定める基準（法第十二条の十一第一項第二号（法第二十五条の十第一項において準用する場合

を含む。次項、第九条の十一第一項並びに第二十四条の五第一項及び第二項において同じ。）の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例で第九条の十一第二項第二号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準）に適合しない水質とする。

2 (略)

(除害施設の設置等に関する条例の基準)

第九条 法第十二条第一項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定による条例は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める範囲内の水質の下水について定めるものとする。

一 三 (略)

四 沃素消費量 一リットルにつき二百二十ミリグラム以上であるもの

2 (略)

(除害施設の設置等に係る下水の水質の基準)

第九条の十 法第十二条の十一第一項第一号（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。次号において同じ。）からの放流水について水質排出基準が定められている場合 第九条の四第一項各号に規定する基準（同条第四項に規定する場合においては、同項に規定する基準）

二 条例の規定により、公共下水道又は流域下水道からの放流水についてダイオキシン類に係る排水基準が定められている場合 第九条の四第一項第一号から第三十二号までに規定する基準（同条第四項に規定する基準）及び当該条例に規定する基準

三 前二号に掲げる場合以外の場合 第九条の四第一項第一号から第三十二号までに規定する基準

(除害施設の設置等に関する条例の基準)

第九条の十一 法第十二条の十一第二号の規定による条例は、次の各号に掲げる項目（第四号又は第五号に掲げる項目にあつては、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は磷含有量）についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この項及び次項において同じ。）に排除される下水に係るものに限る。）又は物質に関して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

一 第九条第一項第一号に掲げる項目 四十五度未満

二 第九条の五第一項第一号から第四号までに掲げる項目 それぞれ当該各号に定める数値

三 第九条の五第一項第五号に掲げる項目 同号に定める数値。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について同号に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合にあつては、その数値とする。

四 窒素含有量 一リットルにつき二百四十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

五 燐含有量 一リットルにつき三十二ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

六 第九条の四第一項各号に掲げる物質以外の物質又は第九条第一項第一号に掲げる項目及び第九条の五第一項各号に掲げる項目以外の項目で、条例により当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第九条の五第一項第三号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値

2・3 (略)

(流域下水道に係る事業計画の認可の申請)

第十七条の四 流域下水道管理者は、法第二十五条の三第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画の認可を受けようとするときは、申請書に事業計画を記載した書類（事業計画の変更の認可を受けようとするときは、その変更を明らかにする書類）及び次に掲げる事項（事業計画の変更の認可を受けようとするときは、その変更に係るものに限る。）を記載した書類を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、流域下水道管理者が市町村であるときは、都道府県知事を経由しなければならない。

一 流域関連公共下水道の予定処理区域（雨流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第十七条の六第七号において同じ。）及びその周辺の地域の地形及び土地の用途

二 計画下水量及び流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の量並びにその算出の根拠

三 流域下水道からの放流水、処理施設において処理すべき下水及び流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の予定水質並びにその推定の根拠

四 下水の放流先の状況

五 毎会計年度の工事費の予定額及びその予定財源

六 関係市町村の意見の概要

(環境大臣の意見を聴くことを要しない場合)

第十七条の五 法第二十五条の三第四項において準用する同条第三項に規定する政令で定める場合は、終末処理場の配置又は下水の処理能力の変更を伴わない事業計画の変更に係る認可をしようとする場合とする。

(認可を要しない事業計画の軽微な変更)

第十七条の六 法第二十五条の三第四項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一 管渠（これを補完する貯留施設を含む。）の配置、構造又は能力の変更。ただし、同一の建築基準法第四十二条に規定する道路内における

位置の変更を除く。

- 二 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設の新設又は配置、構造若しくは能力の変更
- 三 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更
- 四 流域下水道からの放流水の吐口の配置の変更
- 五 処理施設（これを補完する施設を含む。）の新設又は配置若しくは下水の処理能力の変更
- 六 流域関連公共下水道が接続する位置の変更
- 七 流域関連公共下水道の予定処理区域の変更
- 八 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更

（流域下水道の施設に設けることのできる物件）

第十七条の七 法第二十五条の九に規定する流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものは、電線を支持し、保護し、又は相互に接続するための工作物であつて、流域下水道管理者が流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのない構造であると認められたものとする。

（流域下水道の施設に物件を設けることができる場合）

第十七条の八 法第二十五条の九に規定する政令で定める場合は、流域関連公共下水道の予定処理区域外における飛行場その他継続して大量の下水を排除する施設からの下水を流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に流入させる場合、終末処理場から放流される水を利用するために当該終末処理場に接続して導水管を設ける場合その他の場合であつて、流域下水道管理者が流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められた場合とする。

（都市下水路の構造の技術上の基準）

第十七条の九 第五条の四、第五条の五（第六号及び第七号に係る部分を除く。）及び第五条の七の規定は、法第二十八条第二項に規定する政令で定める都市下水路の構造に関して必要な技術上の基準について準用する。

（都道府県知事が指示する下水道）

第二十四条の三 法第三十七条第一項に規定する政令で定める下水道は、工事に関する指示に係るものにあつては次に掲げるものとし、維持管理に関する指示に係るものにあつては都道府県以外の地方公共団体が管理するものとする。

- 一 都道府県以外の地方公共団体が管理する公共下水道のうち、次に掲げるもの
 - イ 予定処理区域の面積が百ヘクタール以下の公共下水道
 - ロ 流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する公共下水道
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体が管理する公共下水道
 - 三 都道府県以外の地方公共団体が管理している都市下水路
- 2 法第三十七条第三項に規定する政令で定める下水道は、都道府県以外の地方公共団体が管理するものとする。
（都道府県知事が報告を徴する場合）

第二十四条の四 法第三十九条第一項に規定する政令で定める場合は、都道府県知事が法第四条第一項の認可又は法第三十七条第一項の指示をするため必要な場合とする。

2 法第三十九条第二項に規定する政令で定める場合は、都道府県知事が法第三十七条第三項の指示をするため必要な場合とする。

(報告の徴収のできる下水の水質等)

第二十四条の五 法第三十九条の二に規定する政令で定める水質は、第九条第一項第四号に該当する水質又は第九条の十若しくは第九条の十一第一項第三号若しくは第六号若しくは第二項第一号、第二号(ただし書を除く。以下この項において同じ。)若しくは第三号から第五号までに定める基準(法第十二条の十一第一項第二号の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。次項において同じ。)の管理者が条例で第九条の十一第二項第二号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準)に適合しない水質とする。

2 水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は磷含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道に下水を排除して当該公共下水道又は当該流域下水道第七号に掲げる項目に関して同項第六号(ただし書を除く。)又は第七号(ただし書を除く。)に定める基準(法第十二条の十一第一項第二号の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例でこれらの基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準)に適合しない水質とする。

3 法第三十九条の二に規定する政令で定める者は、特定施設の設置者以外の者とする。

(事務の区分)

第二十五条 第四条後段及び第十七条の四後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日(昭和三十四年四月二十三日)から施行する。

(公共下水道に係る事業計画の認可等に関する特例)

2 法第二条の二第一項の規定により流域別下水道整備総合計画を定めることとされている公共の水域又は海域(二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の都府県の区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域に限る。)の全部又は一部について流域別下水道整備総合計画が定められていない場合において、当該流域別下水道整備総合計画が定められていない地域における下水道についての第四条の二又は第二十四条の三第一項の規定の適用については、当該流域別下水道整備総合計画が定められるまでの間、第四条の二各号列記以外の部分中「次に」とあるのは「第一号に」と、第二十四条の三第一項各号列記以外の部分中「次に」とあるのは「第一号及び第三号に」とする。

(排水設備に関する経過措置)

- 3 第八条第七号から第十号までの規定は、この政令の施行の際現に存する排水設備については、これを改築する場合を除き、適用しない。
(平成四年度までの国庫補助の特例)
- 4 公共下水道(特定公共下水道を除く。)、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に要する費用については第二十四条の二第一項の規定の平成四年度までの各年度における適用に関しては、同項第一号中「十分の四」とあるのは「十分の六(終末処理場の設置又は改築に要する費用で建設大臣が定めるものにあつては、三分の二)」と、同項第二号中「二分の一」とあるのは「三分の二(終末処理場(小規模な流域下水道に係るものとして建設大臣が指定するものを除く。))の設置又は改築に要する費用のうち建設大臣が定める費用(以下「特定費用」という。))にあつては四分の三、小規模な流域下水道に係るものとして建設大臣が指定する終末処理場の設置又は改築に要する特定費用以外の費用にあつては十分の六)」と、同項第三号中「三分の一」とあるのは「十分の四」とする。
(昭和六十年年度の特例)
- 5 前項の規定の昭和六十年年度における適用については、同項中「十分の六」とあるのは「十分の五・五」と、「三分の二」とあるのは「十分の六」と、「四分の三」とあるのは「三分の二」とする。
(昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度の特例)
- 6 附則第四項の規定の昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度における適用については、同項中「十分の六」とあるのは「二分の一」と、「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、「四分の三」とあるのは「十分の六」とする。
(昭和六十二年年度から平成二年度までの特例)
- 7 附則第四項の規定の昭和六十二年年度から平成二年度までの各年度における適用については、同項中「十分の六」とあるのは「二分の一」と、「三分の二」とあるのは「十分の五・二五(奄美群島(鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域をいう。))の区域内において行う終末処理場の設置又は改築に要する費用に係るものにあつては、十分の五・五)」と、「三分の二」とあるのは「十分の五・二五」と、「四分の三」とあるのは「十分の五・七五」とする。
(法附則第五条第一項の規定による貸付金の償還期間等)
- 8 法附則第五条第二項に規定する政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。)とする。
- 9 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付決定に係る法附則第五条第一項の規定による貸付金(以下「国の貸付金」という。)の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。
- 10 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。
- 11 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。
- 12 法附則第五条第五項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条（略）

②③④（略）

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二（略）

⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯（略）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

一⑰⑱（略）

2（略）

○下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）

第二条の二 都道府県は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定に基づき水質の汚濁に係る環境上の条件について生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（以下「水質環境基準」という。）が定められた河川その他の公共の水域又は海域で政令で定める要件に該当するものについて、その環境上の条件を当該水質環境基準に達せしめるため、それぞれの公共の水域又は海域ごとに、下水道の整備に関する総合的な基本計画（以下「流域別下水道整備総合計画」という。）を定めなければならない。

2⑲⑳（略）

（事業計画の認可）

第四条 前条の規定により公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、国土交通大臣（政令で定める事業計画にあつては、都道府県知事。第六条において同じ。）の認可を受けなければならない。認可を受けた事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、政令で定める場合を除き、あらかじめ、保健衛生上の観点からする環境大臣の意見をきかなければならない。
（使用の開始等の届出）

第十一条の二 継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。その届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

(除害施設の設置等)

第十二条の十一 公共下水道管理者は、継続して次に掲げる下水（第十二条の二第一項又は第五項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を排除して公共下水道を使用する者に対し、条例で、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

一 (略)

二 その水質（第十二条の二第二項の政令で定める物質に係るものを除く。）が政令で定める基準に従い条例で定める基準に適合しない下水

2 (略)

(事業計画の認可)

第二十五条の三 前条の規定により流域下水道を管理する者（以下「流域下水道管理者」という。）は、流域下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 都道府県は、前項の事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の認可（雨水流域下水道に係るものを除く。）をしようとするときは、政令で定める場合を除き、あらかじめ、保健衛生上の観点からする環境大臣の意見を聴かなければならない。

4 前三項の規定は、流域下水道管理者が第一項の認可を受けた事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合について準用する。

(準用規定)

第二十五条の十 第七条、第八条、第十一条の二、第十二条から第十二条の九まで、第十二条の十一から第十三条まで、第十五条から第十八条の二まで、第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条の規定は、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）について準用する。この場合において、第十三条第一項中「排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、」とあるのは「他人の土地又は建築物に立ち入り、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する排水施設、特定施設又は」と、第十八条の二中「当該公共下水道」とあるのは「当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」と読み替えるものとする。

2 (略)

(国土交通大臣又は環境大臣の指示)

第三十七条 国土交通大臣（政令で定める下水道に係るものにあつては、都道府県知事）は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止するため緊急の必要があるときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者に対し、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の工事又は維持管理に関して必要な指示をすることができる。

2・3 (略)

(報告の徴収)

第三十九条 国土交通大臣（政令で定める場合にあつては、都道府県知事）は、この法律を施行するため必要な限度において、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者から必要な報告を徴することができる。

2 (略)

○住宅地区改良法施行令（昭和三十五年政令第二百二十八号）（抄）

（公営住宅法に基づく政令の準用）

第十二条 法第二十九条第一項の規定により公営住宅法の規定が準用される場合においては、それらの規定に基づく政令の規定を準用するものとする。この場合において、公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第六条第五項中「イ、ロ及びハ」とあるのは「イ及びハ」と、

「一 法第二十三条第二号イに掲げる場合 二十一万四千元

二 法第二十三条第二号ロに掲げる場合 二十一万四千元（当該災害発生の日から三年を経過した後は、十五万八千元） とあるのは、二

三 法第二十三条第二号ハに掲げる場合 十五万八千元

法第二十三条第二号イに掲げる場合 十三万九千元

法第二十三条第二号ハに掲げる場合 十一万四千元」と読み替えるものとする。

（家賃の決定等）

第十三条の二 法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）による改正前の公営住宅法（以下この条において「旧公営住宅法」という。）第二条第四号の第二種公営住宅に係る旧公営住宅法第十二条、第十三条及び第二十一条の二の規定による家賃及び敷金の決定及び変更並びに収入超過者に対する措置については、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成八年政令第二百四十八号）による改正前の公営住宅法施行令（以下この条において「旧公営住宅法施行令」という。）第四条、第四条の四及び第六条の二の規定の例による。この場合において、旧公営住宅法施行令第四条第一号の表中「（準耐火構造の住宅）」とあるのは「（耐火構造の住宅及び準耐火構造の住宅）」と、旧公営住宅法施行令第四条の四中「建設大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、旧公営住宅法施行令第六条の二第一項及び第二項の表第二種公営住宅の項中「十一万五千元」とあるのは「公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）による改正後の法第二十三条第二号イに掲げる場合にあつては十三万九千元以下で施行者が条例で定める金額、同号ハに掲げる場合にあつては十一万四千元」と、同表第二種公営住宅の項中「十九万八千元」とあるのは「十五万八千元」と、「二十四万五千元」とあるのは「十九万千元」とする。

2 前項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法施行令第四条第一号及び第三号に規定する耐火構造の住宅及び準耐火構造の住宅並びに旧公営住宅法施行令第六条の二に規定する収入については、それぞれ公営住宅法施行令第一条各号に定めるところによる。

○公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成八年政令第二百四十八号）による改正前の公営住宅法施行令（抄）

(家賃の限度の算定方法)

第四条 事業主体は、法第十二条第一項の規定により公営住宅の家賃を定めようとするときは、次に掲げるところによらなければならない。

一 償却の期間は、次に掲げる表の上欄各項に定める住宅に応じてそれぞれ下欄各項に定めるとおりとする。

住宅	償却期間
耐火構造の住宅	七十年
準耐火構造の住宅	四十五年
木造の住宅（準耐火構造の住宅を除く。以下この条、第四条の三、第六条の五及び第七条第一項において同じ。）	三十年

二 償却の利率は、年六分とする。

三 修繕費及び管理事務費は、次に掲げる表の上欄各項に定める住宅の工事費の額に、修繕費にあつては中欄各項に定める率を、管理事務費にあつては下欄各項に定める率をそれぞれ乗じた額を年額とする。

住宅	修繕費の乗率	管理事務費の乗率
耐火構造の住宅	百分の一・二	百分の〇・一五
準耐火構造の住宅	百分の一・五	百分の〇・二
木造の住宅	百分の二・二	百分の〇・三一

四 損害保険料は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の二の規定により、事業主体である地方公共団体の利益を代表する全国的な公益的法人が行なう火災による損害に対する相互救済事業の事業費の負担率により算定した額をこえない額とする。

五 地代に相当する額は、次に掲げる表の上欄各項に定める区分に応じてそれぞれ中欄各項に定める額から下欄各項に定める額を控除した額を年額とする。

--	--	--

<p>公営住宅を建設するために必要な土地の所有権を取得した場合（次項の場合を除く。）</p>	<p>土地取得造成費に百分の六を乗じた額</p>	<p>次に掲げる額の合計 一 土地取得造成費の補助額に百分の六を乗じた額 二 家賃収入補助額</p>
<p>公営住宅を建設するために必要な土地の所有権を国又は地方公共団体から通常の条件より有利な条件で取得した場合</p>	<p>通常の土地取得費及び宅地造成費の合計に百分の六を乗じた額</p>	<p>次に掲げる額の合計 一 土地取得費有利分及び土地取得造成費の補助額の合計に百分の六を乗じた額 二 家賃収入補助額</p>
<p>公営住宅の敷地が借地である場合（次項の場合を除く。）</p>	<p>次に掲げる額の合計 一 地代 二 借地権取得費の償却額 三 宅地造成費に百分の六を乗じた額</p>	<p>次に掲げる額の合計 一 地代の補助額 二 借地権取得費の補助額の償却額 三 宅地造成費の補助額に百分の六を乗じた額 四 家賃収入補助額</p>
<p>公営住宅を建設するために必要な土地を国又は地方公共団体から通常の条件より有利な条件で借り受けた場合</p>	<p>次に掲げる額の合計 一 通常の地代 二 通常の借地権取得費の償却額 三 宅地造成費に百分の六を乗じた額</p>	<p>次に掲げる額の合計 一 地代有利分及び地代の補助額 二 借地権取得費有利分及び借地権取得費の補助額の合計の償却額 三 宅地造成費の補助額に百分の六を乗じた額 四 家賃収入補助額</p>
<p>前各項以外の場合</p>	<p>近傍類似の土地の固定資産税評価額に相当する額に百分の六を乗じた額</p>	<p>次に掲げる額の合計 一 宅地造成費の補助額に百分の六を乗じた額 二 家賃収入補助額</p>
<p>備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 土地取得造成費 土地の所有権の取得に要した費用及び宅地造成費の合計をいう。</p> <p>二 地代 地代の年額をいう。</p> <p>三 通常の土地取得費 土地の所有権を取得した時の通常の条件による土地の所有権の取得に要する費用をいう。</p>		

- 四 通常の地代 通常の条件による地代をいう。
- 五 通常の借地権取得費 借地権を取得した時の通常の条件による借地権の取得に要する費用をいう。
- 六 土地取得費有利分 通常の土地取得費から土地の所有権の取得に要した費用を控除した額をいう。
- 七 地代有利分 通常の地代から地代を控除した額をいう。
- 八 借地権取得費有利分 通常の借地権取得費から借地権取得費を控除した額をいう。
- 九 補助額 国又は地方公共団体の補助額（次号に掲げるものを除く。）をいう。
- 十 家賃収入補助額 法第十二条の二第一項の規定による国の補助金額の年額をいう。
- 十一 償却額 この条第一号の期間の例により利率年六分で毎元元利均等に償却するものとして算出した年額をいう。
- 十二 固定資産税評価額 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第十号に規定する土地課税台帳又は同条第十一号に規定する土地補充課税台帳に現に登録されている価格をいう。

（家賃の限度の変更）

第四条の四 建設大臣は、毎年九月中に、その年の十一月から翌年十月までの間に行われる家賃の変更に係る法第十三条第三項に規定する率を定めるものとする。

2 第四条第一号から第四号までの規定は、法第十三条第三項に規定する月割額のうち地代に相当する額以外の額の算出について準用する。この場合において、第四条第三号中「工事費」とあるのは、「建設大臣が定める方法で算出した推定再建築費」と読み替えるものとする。

3 法第十三条第三項に規定する月割額のうち地代に相当する額は、次に掲げる表の上欄各項に定める区分に応じてそれぞれ中欄各項に定める額から下欄各項に定める額を控除した額を年額とする。

<p>公営住宅を建設するために必要な土地の所有権を取得した場合（次項の場合を除く。）</p>	<p>固定資産税評価額相当額（土地取得造成費がその額をこえる場合においては、土地取得造成費とする。以下この項において同様とする。）に百分の六を乗じた額</p>	<p>次に掲げる額の合計 一 固定資産税評価額相当額に土地取得造成費で土地取得造成費の補助額を除いた数値及び百分の六を乗じた額 二 家賃収入補助額に土地取得造成費で固定資産税評価額相当額を除いた数値を乗じた額</p>
<p>公営住宅を建設するために必要な土地の所有権を国又は地方公共団体から通常の条件より有利な条件で取得した場合</p>	<p>固定資産税評価額相当額（通常の土地取得造成費がその額をこえる場合においては、通常の土地取得造成費とする。以下この項において同様とする。）に百分の六を乗じた額</p>	<p>次に掲げる額の合計 一 固定資産税評価額相当額に通常の土地取得造成費で土地取得費有利分及び土地取得造成費の補助額の合計を除いた数値並びに百分の六を乗じた額 二 家賃収入補助額に通常の土地取得造成費で固定資産税評価額</p>

<p>公営住宅の敷地が借地である場合（次項の場合を除く。）</p>	<p>次に掲げる額の合計</p> <p>一 地代</p> <p>二 固定資産税評価額（固定資産税評価額がない場合においては、固定資産税評価額相当額とし、通常の土地取得造成費がこれらの額をこえる場合においては、通常の土地取得造成費とする。以下この項において同様とする。）に通常の土地取得造成費で借地権取得費を除いた数値を乗じた額の償却額</p> <p>三 固定資産税評価額に通常の土地取得造成費で宅地造成費を除いた数値及び百分の六を乗じた額</p>	<p>相当額を除いた数値を乗じた額</p> <p>次に掲げる額の合計</p> <p>一 地代の補助額</p> <p>二 固定資産税評価額に通常の土地取得造成費で借地権取得費の補助額を除いた数値を乗じた額の償却額</p> <p>三 固定資産税評価額に通常の土地取得造成費で宅地造成費の補助額を除いた数値及び百分の六を乗じた額</p> <p>四 家賃収入補助額に通常の土地取得造成費で固定資産税評価額を除いた数値を乗じた額</p>
<p>公営住宅を建設するために必要な土地を国又は地方公共団体から通常の条件より有利な条件で借り受けている場合</p>	<p>次に掲げる額の合計</p> <p>一 通常の地代</p> <p>二 固定資産税評価額相当額（通常の土地取得造成費がその額をこえる場合においては、通常の土地取得造成費とする。以下この項において同様とする。）に通常の土地取得造成費で通常の借地権取得費を除いた数値を乗じた額の償却額</p> <p>三 固定資産税評価額相当額に通常の土地取得造成費で宅地造成費を除いた数値及び百分の六を乗じた額</p>	<p>次に掲げる額の合計</p> <p>一 地代有利分及び地代の補助額</p> <p>二 固定資産税評価額相当額に通常の土地取得造成費で借地権取得費有利分及び借地権取得費の補助額の合計を除いた数値を乗じた額の償却額</p> <p>三 固定資産税評価額相当額に通常の土地取得造成費で宅地造成費の補助額を除いた数値及び百分の六を乗じた額</p> <p>四 家賃収入補助額に通常の土地取得造成費で固定資産税評価額相当額を除いた数値を乗じた額</p>

前各項以外の場合	固定資産税評価額相当額に百分の六を乗じた額	次に掲げる額の合計 一 固定資産税評価額相当額（通常の土地取得造成費がその額をこえる場合においては、通常の土地取得造成費とする。以下この項において同様とする。）に通常の土地取得造成費で宅地造成費の補助額を除いた数値及び百分の六を乗じた額 二 家賃収入補助額に通常の土地取得造成費で固定資産税評価額相当額を除いた数値を乗じた額
<p>備考 この表において、土地取得造成費、地代、通常の地代、通常の借地権取得費、土地取得費有利分、地代有利分、借地権取得費有利分、補助額、家賃収入補助額、償却額及び固定資産税評価額の意義は、それぞれ第四条第五号の表備考に定めるところにより、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 通常の土地取得造成費 公営住宅を建設するために必要な土地の所有権を取得した場合においてはその取得した時、公営住宅の敷地が借地である場合においてはその借地権を取得した時、その他の場合においては宅地の造成に着手した時の通常の場合による土地の所有権の取得に要する費用及び宅地造成費の合計をいう。</p> <p>二 固定資産税評価額相当額 近傍類似の土地の固定資産税評価額に相当する額をいう。</p> <p>（法第二十一条の二に規定する収入の基準及び割増賃料の限度額） 第六条の二 法第二十一条の二第一項に規定する収入の基準は、第一種公営住宅については十九万八千円、第二種公営住宅については十一万五千円とする。</p> <p>2 法第二十一条の二第二項に規定する割増賃料の限度額は、法第十三条第三項に規定する月割額（家賃が当該月割額を超えている場合においては、当該家賃の額）に次に掲げる表の上欄及び中欄に定める区分に応じてそれぞれ下欄に定める倍率を乗じた額とする。</p>		

公営住宅の種類	入居者の収入	倍率
	二十四万五千円を超える場合	○・四
第二種公営住宅	十一万五千円を超え十九万八千円以下の場合	○・三
	十九万八千円を超え二十四万五千円以下の場合	○・五

○住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）（抄）

（国の補助に係る改良住宅の管理及び処分）

第二十九条 第二十七条第二項の規定により国の補助を受けて建設された改良住宅の管理及び処分については、第三項に定めるもののほか、改良住宅を公営住宅法に規定する公営住宅とみなして、同法第十五条、第十八条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十七条第一項から第四項まで、第三十二条第一項及び第二項、第三十三条、第三十四条、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定を準用する。ただし、同法第二十二條から第二十四條まで及び第二十五條第一項の規定は、第十八條の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなつた場合に限る。

2 前項の規定による公営住宅法の規定の準用について必要な技術的読替は、政令で定める。

3 第一項の改良住宅の家賃及び敷金の決定及び変更並びに収入超過者に対する措置については、公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（以下この項において「旧公営住宅法」という。）第二条第四号の第二種公営住宅に係る旧公営住宅法第十二条、第十三条（建設大臣の承認に係る部分を除く。）、第二十一条の二及び第二十一条の四前段の規定による家賃及び敷金の決定及び変更並びに収入超過者に対する措置の例による。この場合において、旧公営住宅法第十三条第三項中「建設大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「政令で定める審議会」とあるのは「社会資本整備審議会」とする。

○公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）による改正前の公営住宅法（抄）

（用語の定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地方公共団体 市町村及び都道府県をいう。
- 二 公営住宅 この法律により、地方公共団体が国の補助を受けて建設し、その住民に賃貸するための住宅及びその附帯施設をいう。
- 三 第一種公営住宅 政令で定める基準の収入のある者に対して賃貸するための、政令で定める規格の公営住宅をいう。
- 四 第二種公営住宅 第一種公営住宅の家賃を支払うことができない程度の低額所得者又は災害により住宅を失った低額所得者に対して賃貸するための、政令で定める規格の公営住宅をいう。
- 五 公営住宅の建設 公営住宅を建設するために必要な土地を取得し、又はその土地を宅地に造成すること（以下「公営住宅を建設するための土地の取得等」という。）を含むものとする。
- 六 公営住宅の工事費 公営住宅の建設に要する費用のうち公営住宅を建設するための土地の取得等に要する費用（公営住宅を建設するための公営住宅又は共同施設の除却に要する費用を含む。以下同じ。）以外の費用をいう。

- 七 公営住宅の供給 公営住宅の建設及び管理をすることをいう。
- 八 共同施設 児童遊園、共同浴場、集会所その他公営住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設で政令で定めるものをいう。
- 九 共同施設の建設 共同施設を建設するために必要な土地を取得し、又はその土地を宅地に造成すること（以下「共同施設を建設するための土地の取得等」という。）を含むものとする。
- 十 共同施設の工事費 共同施設の建設に要する費用のうち共同施設を建設するための土地の取得等に要する費用（共同施設を建設するための公営住宅又は共同施設の除却に要する費用を含む。以下同じ。）以外の費用をいう。
- 十一 公営住宅建替事業 現に存する公営住宅を除却し、又は現に存する公営住宅及び共同施設を排除するとともに、これらの存していた土地の全部又は一部の区域に、新たに公営住宅を建設し、又は新たに公営住宅及び共同施設を建設する事業（新たに建設する公営住宅又は新たに建設する公営住宅及び共同施設と一体の公営住宅又は共同施設を当該区域内の土地に隣接する土地に新たに建設する事業を含む。）でこの法律で定めるところに従って行なわれるものをいい、これに附帯する事業を含むものとする。
- 十二 事業主体 公営住宅の供給を行なう地方公共団体をいう。

（家賃の決定）

第十二条 公営住宅の家賃は、政令で定めるところにより、当該公営住宅の工事費（当該費用のうち国又は都道府県の補助に係る部分を除く。第十三条第三項において同じ。）を期間二十年以上、利率年六分以下で毎元利均等に償却するものとして算出した額に修繕費、管理事務費、損害保険料及び地代に相当する額（地代に相当する額については、土地の取得若しくは使用又は宅地の造成につき国若しくは地方公共団体から補助を受け、若しくは通常の条件より有利な条件で土地の譲渡若しくは貸付けを受けた場合又は国から次条第一項の規定による補助を受けた場合においては、政令で定めるところにより算出した額を控除するものとする。第十三条第三項において同じ。）を加えたものの月割額を限度として、事業主体が定める。

2 事業主体は、前項の規定にかかわらず、収入が著しく低額であることその他特別の事情がある場合において家賃の減免を必要とすると認める者に対して、家賃を減免することができる。

3 前二項に規定する家賃に関する事項は、条例で定めなければならない。
（家賃等の徴収猶予）

第十三条の二 事業主体は、疾病にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、家賃又は敷金の徴収を猶予することができる。

（収入超過者に対する措置等）

第二十一条の二 公営住宅の入居者は、当該公営住宅に引き続き三年以上入居している場合において公営住宅の種類に応じて政令で定める基準をこえる収入のあるときは、当該公営住宅を明け渡すように努めなければならない。

2 事業主体は、公営住宅の入居者が前項の規定に該当する場合において当該公営住宅に引き続き入居しているときは、第十三条第三項に規定する月割額（家賃が当該月割額をこえている場合においては、当該家賃の額）の第一種公営住宅にあつては〇・四倍、第二種公営住宅にあつては〇・八倍に相当する額以下で入居者の収入に応じて政令で定める額を限度として、条例で定めるところにより、割増賃料を徴収することができる。

る

3 第十二条第二項及び第十三条の二の規定は、割増賃料について準用する。

○河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）（抄）

（準用しない規定）

第五十六条 法第百条第一項の政令で定める規定は、法第六条第五項、第十条第二項から第四項まで、第十四条第二項、第十六条、第十六条の二、第十六条の三、第三十二条第四項、第三十五条第一項、第三十六条第二項及び第四項、第六十二条、第六十五条の二、第七十条の二、第七十九条第二項第三号及び第四号、第九十七条第二項並びに第九十九条とする。

○河川法（昭和三十九年法律第六十七号）（抄）

（河川区域）

第六条（略）

254（略）

5 河川管理者は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に規定する港湾区域又は漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）に規定する漁港の区域につき第一項第三号の区域の指定又はその変更をしようとするときは、港湾管理者又は漁港管理者に協議しなければならない。

6（略）

（二級河川の管理）

第十条（略）

2 二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分であつて、当該部分の存する都道府県を統括する都道府県知事が当該指定都市の長が管理することが適当であると認めて指定する区間の管理は、前項の規定にかかわらず、当該指定都市の長が行う。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定に基づく都道府県知事による区間の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「関係都道府県知事の意見をきかなければ」とあるのは、「当該区間の存する指定都市の長の同意を得なければ」と読み替えるものとする。

4 第二項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

（河川管理施設等の構造の基準）

第十三条（略）

2 河川管理施設又は第二十六条第一項の許可を受けて設置される工作物のうち、ダム、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準は、政令で定める。

（河川管理施設の操作規則）

第十四条（略）

2 河川管理者は、前項の操作規則を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係行政機関の長に協議し、

又は関係都道府県知事、関係市町村長若しくは当該河川管理施設の管理に要する費用の一部を負担する者で政令で定めるものの意見をきかなければならない。

(河川整備基本方針)

第十六条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておかなければならない。

2 河川整備基本方針は、水害発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ、国土形成計画及び環境基本計画との調整を図つて、政令で定めるところにより、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。

3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、河川整備基本方針を定めようとする場合において、当該都道府県知事が統括する都道府県に都道府県河川審議会が置かれているときは、あらかじめ、当該都道府県河川審議会の意見を聴かなければならない。

5 河川管理者は、河川整備基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。

(河川整備計画)

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿つて計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図つて、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

6 河川管理者は、河川整備計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

(市町村長の施行する工事等)

第十六条の三 市町村長は、第九条第五項及び第十条第二項の規定による場合のほか、第九条第一項及び第二項並びに第十条第一項の規定にかかわらず、あらかじめ、河川管理者と協議して、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、その実施の目的、河川に及ぼす影響の程

度、市町村長の統括する市町村の人口規模その他の事由により河川管理上適切でないものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

2 市町村長は、前項の規定による協議に基づき、河川工事又は河川の維持を行おうとするとき、及び当該河川工事又は河川の維持を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定による協議に基づき、河川工事又は河川の維持を行う場合においては、政令で定めるところにより、河川管理者に代わつてその権限を行うものとする。

(流水占用料等の徴収等)

第三十二条 (略)

2・3 (略)

4 国土交通大臣又は指定都市の長は、第二十三条から第二十五条までの許可をしたときは、速やかに、当該許可に係る事項を当該許可に係る河川の存する都道府県を統括する都道府県知事に通知しなければならない。当該許可について第七十五条の規定による処分をしたときも、同様とする。

(関係行政機関の長との協議)

第三十五条 国土交通大臣は、水利使用(流水の占用又は第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのもの新築若しくは改築をいう。以下同じ。)に関し、第二十三条、第二十四条若しくは第二十六条第一項の許可又は前条第一項の承認の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、その処分が政令で定める流水の占用に係るものである場合を除き、関係行政機関の長に協議しなければならない。これらの規定による許可に関し第七十五条の規定による処分をしようとするとき、又は都道府県知事が第七十九条第二項第四号の同意の申請をした場合においてその申請に対する処分をしようとするときも、同様とする。

2 (略)

(関係地方公共団体の長の意見の聴取)

第三十六条 (略)

2 都道府県知事は、二級河川について、水利使用で政令で定めるものに関し、第二十三条又は第二十六条第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かななければならない。

3 (略)

4 指定都市の長は、二級河川について、水利使用で政令で定めるものに関し、第二十三条又は第二十六条第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。

5 (略)

(二級河川の管理に要する費用の国の負担)

第六十二条 国は、二級河川の改良工事(第十六条の三第一項の規定による協議に基づき市町村長が行うものを除く。)に要する費用については、政令で定めるところにより、二分の一を超えない範囲内でその一部を負担する。

(市町村長の施行する工事に要する費用)

第六十五条の二 第十六条の三第一項の規定による協議に基づき市町村長が行う河川工事又は河川の維持に要する費用は、当該市町村長の統括する市町村の負担とする。この場合において、国及び都道府県は、当該費用のうち改良工事に要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

2 前項後段の改良工事により、同項後段の費用の一部を負担する都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、当該費用の一部を負担する都府県は、その受益の限度において、当該都府県が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都府県に負担させることができる。

3 第六十三条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

4 第一項後段の規定により国及び都道府県が負担すべき費用又は第二項の規定により利益を受ける都府県が負担すべき費用は、政令で定めるところにより、第一項前段の規定により費用を負担する市町村に対して支出しなければならない。

(特別水利使用者負担金)

第七十条の二 河川管理者は、河川の流水の状況を改善するため二以上の河川を連絡する河川工事で、流水によつて生ずる公害を除却し、又は軽減することのほか、専用の施設を新設し、又は拡張して流水を占用する者（以下この条において「特別水利使用者」という。）に対する水の供給を確保することをその目的に含むもの（河川の流水を貯留するための河川管理施設の設置を伴うものを除く。）に要する費用及び当該河川工事により設置する河川管理施設の管理に要する費用については、当該特別水利使用者が受けることとなると認められる利益の限度において、その者に、その一部を負担させることができる。

2 河川管理者は、前項の河川工事を施行しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係行政機関の長に協議し、及び一級河川に係るものにあつては関係都道府県知事、二級河川に係るものにあつては関係市町村長の意見をきくとともに、当該工事に要する費用及び当該工事により設置する河川管理施設の管理に要する費用の負担について特別水利使用者の同意を得なければならない。

3 第一項の場合において、負担金の額の算出方法及び負担金の還付に関する事項については、政令で、負担金の徴収方法については、国土交通大臣が負担させるものにあつては政令で、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統轄する都道府県の条例で定める。

4 第一項の河川工事は、関係河川における流水の正常な機能の維持に支障のない範囲内において施行するものとする。

(国土交通大臣の認可等)

第七十九条 (略)

2 都道府県知事は、その管理する二級河川について、第一号又は第四号に該当する場合においては、あらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得、第二号又は第三号に該当する場合には、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならない。

一 河川整備基本方針又は河川整備計画を定め、又は変更しようとする場合

二 河川工事で政令で定めるものを行うとする場合

三 第十六条の三第一項の河川工事で政令で定めるものにつき、同項の規定による協議に応じようとする場合

四 政令で定める水利使用に関し、第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項、第二十九条若しくは第三十四条第一項の規定による処分又はこれらの処分に係る第七十五条の処分をしようとする場合

(不服申立て)

第九十七条 (略)

2 第十七条第一項の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が河川管理者に代わつてした処分不服がある者は、他の工作物の管理者が国若しくは国の機関又は都道府県であるときは国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して、その他の者であるときは都道府県知事に対して審査請求をすることができる。この場合において、都道府県、市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者がした処分については、異議申立てをすることもできる。

3・4 (略)

(地方公共団体への委託)

第九十九条 河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体に委託することができる。

(この法律の規定を準用する河川)

第百条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

2 (略)

○交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令(昭和四十一年政令第百三号) (抄)

(交通管制センター並びに道路の改築及び道路の附属物)

第一条 (略)

2 法第二条第三項第二号イに規定する道路の改築で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 歩道、自転車道、自転車歩行者道、他の車両の速度よりも遅い速度で進行している車両を分離して通行させることを目的とする車線(登坂車線を含む。)、中央帯、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路の設置、路肩の改良又は視距を延長するための道路の改築のうち、道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第三十八条第二項の規定により同令の規定による基準によらないことができるもの

二 交差点又はその付近における道路の改築のうち、突角の切取り、車道の拡張で道路構造令第三十八条第二項の規定により同令の規定による基準によらないことができるもの又は交通島の設置

三・四 (略)

3 (略)

○道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号) (抄)

(この政令の趣旨)

第一条 この政令は、道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めるものとする。
 (道路の区分)

第三条 道路は、次の表に定めるところにより、第一種から第四種までに区分するものとする。

高速自動車国道及び自動車専用道路	道路の存する地域	地方部	都市部
	道路又はその他の道路の別	第一種	第二種
高速自動車国道及び自動車専用道路	第一種	第二種	第三種
その他の道路	第三種	第四種	

2 第一種の道路は、第一号の表に定めるところにより第一級から第四級までに、第二種の道路は、第二号の表に定めるところにより第一級又は第二級に、第三種の道路は、第三号の表に定めるところにより第一級から第五級までに、第四種の道路は、第四号の表に定めるところにより第一級から第四級までに、それぞれ区分するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、該当する級が第一種第四級、第二種第二級、第三種第五級又は第四種第四級である場合を除き、該当する級の一級下の級に区分することができる。

一 第一種の道路

高速自動車国道	道路の種類 道路の存する地域の地形	計画交通量(単位 一日につき台)		
		三〇、〇〇〇以上	二〇、〇〇〇以上 三〇、〇〇〇未満	一〇、〇〇〇以上 二〇、〇〇〇未満
平地部	第一級	第二級	第三級	第四級
山地部	第二級	第三級	第四級	

四 第四種の道路

		山地部		第三級		第四級		第五級	
道路の種類 計画交通量(単位 一日につき台)	一般国道	第一級	第一級	第二級	第二級	第一級	第二級	第一級	第二級
	都道府県道	第一級	第二級	第三級	第三級	第一級	第二級	第一級	第二級
	市町村道	第一級	第二級	第三級	第四級	第一級	第二級	第一級	第二級

3 前二項の規定による区分は、当該道路の交通の状況を考慮して行なうものとする。

4 第一種、第二種、第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路(第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級からの他の特別の理由によりやむを得ない場合において、当該道路の沿道への出入りができない構造のものに限る。)は、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、当該道路の近くに小型自動車等(小型自動車その他これに類する小型の自動車をいう。以下同じ。)以外の自動車が行き交うことができる道路があるときは、小型自動車等(第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路にあつては、小型自動車等及び歩行者又は自転車)のみの通行の用に供する道路とすることができる。

5 第一種、第二種、第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路について、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、小型自動車等のみの通行の用に供する車線を他の車線と分離して設けることができる。この場合において、第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路の部分を高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造とするものとする。

6 道路は、小型道路(第四項に規定する小型自動車等(第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路にあつては、小型自動車等及び歩行者又は自転車)のみの通行の用に供する道路及び前項に規定する小型自動車等のみの通行の用に供する車線に係る道路の部分)をいう。以下同じ。)と普通道路(小型道路以外の道路及び道路の部分)をいう。以下同じ。)とに区分するものとする。

(設計車両)
第四条 道路の設計にあつては、第一種、第二種、第三種第一級又は第四種第一級の普通道路にあつては小型自動車及びセミトレーラ連結車(自動車と前車軸を有しない被牽引車との結合体であつて、被牽引車の一部が自動車にのせられ、かつ、被牽引車及びその積載物の重量の相当の

部分が自動車によつて支えられるものをいう。以下同じ。)が、その他の普通道路にあつては小型自動車及び普通自動車、小型道路にあつては小型自動車等が安全かつ円滑に通行することができるようにするものとする。

2 道路の設計の基礎とする自動車(以下「設計車両」という。)の種類ごとの諸元は、それぞれ次の表に掲げる値とする。

設計車両	諸元(単位メートル)		高さ	前端オーバハング	軸距	後端オーバハング	最小回転半径
	長さ	幅					
小型自動車	四・七	一・七	二	〇・八	二・七	一・二	六
小型自動車等	六	二	二・八	一	三・七	一・三	七
普通自動車	一二	二・五	三・八	一・五	六・五	四	一二
セミトレーラ連結車	一六・五	二・五	三・八	一・三	前軸距 四 後軸距 九	二・二	一二

この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 前端オーバハング 車体の前面から前輪の車軸の中心までの距離をいう。
- 二 軸距 前輪の車軸の中心から後輪の車軸の中心までの距離をいう。
- 三 後端オーバハング 後輪の車軸の中心から車体の後面までの距離をいう。

(車線等)

第五条 車道(副道、停車帯その他国土交通省令で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、この限りでない。

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量(自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。)の欄に掲げる値以下である道路の車線(付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。)の数は、二とする。

区分	地形	設計基準交通量(単位 一日につき台)
----	----	--------------------

交差点の多い第四種の道路については、この表の設計基準交通量に〇・八を乗じた値を設計基準交通量とする。	第四種			第三種						第一種			
	第三級	第二級	第一級	第四級		第三級		第二級	第四級		第三級		第二級
				山地部	平地部	山地部	平地部	平地部	山地部	平地部	山地部	平地部	平地部
	九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	六、〇〇〇	八、〇〇〇	六、〇〇〇	八、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	一三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇

3 前項に規定する道路以外の道路（第二種の道路で対向車線を設けないもの並びに第三種第五級及び第四種第四級の道路を除く。）の車線の数は四以上（交通の状況により必要がある場合を除き、二の倍数）、第二種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は二以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる一車線あたりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

第三種		第二種		第一種						区分	
第二級	第一級	第二級	第一級	第四級		第三級		第二級		第一級	地形
山地部	平地部	平地部		山地部	平地部	山地部	平地部	山地部	平地部	平地部	
七、〇〇〇	九、〇〇〇	一一、〇〇〇	一七、〇〇〇	一八、〇〇〇	八、〇〇〇	一一、〇〇〇	八、〇〇〇	一一、〇〇〇	九、〇〇〇	一二、〇〇〇	

第四種	第三種						第二種							
第一級	第四級	第三級		第二級		第一級		第二級		第一級		第四級		
普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	小型道路
三・二五	二・七五	二・七五	三	二・七五	三・二五	三	三・五	三	三・二五	三・二五	三・五	三	三・二五	三・二五

第二級及び第三級		
小型道路	普通道路	小型道路
二・七五	三	二・七五

5 第三種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道の幅員は、四メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量がきわめて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十一条の二の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、三メートルとすることができる。

(車線の分離等)

第六条 第一種、第二種又は第三種第一級の道路(対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。)の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数が四以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数(登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。)が三以下である第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

第二種	第一種				中央帯の幅員(単位 メートル)
	第一級	第二級	第三級	第四級	
第一級	四・五		三	二	二・二五
			一・五	一・五	一・五

第一種			区分	中央帯に設ける側帯の幅員(単位メートル)
第三級	第二級	第一級		
○・五			○・七五	○・二五

5 中央帯には、側帯を設けるものとする。

6 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値とするものとする。ただし、第四項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

第四種			第三種			第二級
第三級	第二級	第一級	第四級	第三級	第二級	
一			一・七五			一・七五
			一			一・二五

第四種	第一級			第二級			第三級			第四級
	第一級	第二級	第三級	第一級	第二級	第三級	第一級	第二級	第三級	
	○・二五			○・二五			○・五			○・二五

7 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、さくその他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

8 分離帯に路上施設を設ける場合には、当該中央帯の幅員は、第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。

9 同方向の車線の数が一である第一種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

（副道）
 第七条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が四以上である第三種又は第四種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、四メートルを標準とするものとする。

（路肩）

第八条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別

の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

第四種	第三種				第二種		第一種				区分	
	第五級	第二級から第四級まで		第一級		第三級及び第四級		第一級及び第二級				
		小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路			
○・五	○・五	○・五	○・七五	○・七五	一・二五	一	一・二五	一	一・七五	一・二五	二・五	車道の左側に設ける路肩の幅員(単位メートル)
			○・五	○・七五					一・二五	一・七五		

3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第一種の道路であつて同方向の車線の数が一であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、

普通道路のうち、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であつて、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値まで縮小することができる。

第四級		第二級及び第三級		区分
		普通道路	普通道路	
小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	車道の左側に設ける路肩の幅員(単位メートル)
一・二五	二・五	一・二五	二・五	一・七五
	二			

4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

第二種		第一種				区分
		第三級及び第四級		第一級及び第二級		
小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	車道の右側に設ける路肩の幅員(単位メートル)
〇・五	〇・七五	〇・五	〇・七五	〇・七五	一・二五	

第三種	〇・五
第四種	〇・五

- 5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩（第三項本文に規定する路肩を除く。）又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩（同項本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、第一種第一級又は第二級の道路にあつては一米ートルまで、第一種第三級又は第四級の道路にあつては〇・七五メートルまで、第三種（第五級を除く。）の普通道路又は第三種第一級の小型道路にあつては〇・五メートルまで縮小することができる。
- 6 副道に接続する路肩については、第二項の表第三種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄中「一・二五」とあり、及び「〇・七五」とあるのは、「〇・五」とし、第二項ただし書の規定は適用しない。
- 7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。
- 8 第一種又は第二種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。
- 9 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあつては次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値と、小型道路にあつては〇・二五メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値とすることができる。

区分	第一種				路肩に設ける側帯の幅員（単位メートル）
	第一級	第二級	第三級	第四級	
第二種	〇・七五				〇・五
	第一級	第二級	第三級	第四級	
第二種	〇・五				〇・二五
	第一級	第二級	第三級	第四級	

10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第二項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第四項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。
(停車帯)

第九条 第四種（第四級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、二・五メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

(軌道敷)

第九条の二 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

単線又は複線の別	軌道敷の幅員（単位：メートル）
単線	三
複線	六

(自転車道)

第十条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、二メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。
(自転車歩行者道)

第十条の二 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては四メートル以上、その他の道路にあつては三メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩道）

第十一条 第四種（第四級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第三種（第五級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第三種又は第四種第四級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩行者の滞留の用に供する部分）

第十一条の二 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

（積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員）

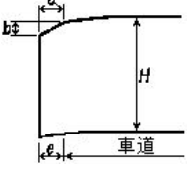
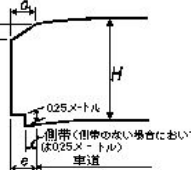
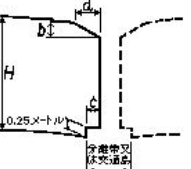
第十一条の三 積雪地域に存する道路の中央帯、路肩、自転車歩行者道及び歩道の幅員は、除雪を勘案して定めるものとする。

（植樹帯）

第十一条の四 第四種第一級及び第二級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。た

- だし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 2 植樹帯の幅員は、一・五メートルを標準とするものとする。
 - 3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。
 - 一 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間
 - 二 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間
 - 4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。
- 第十二条 建築限界は、車道にあつては第一図、歩道及び自転車歩行者道（以下「自転車歩行者道」という。）にあつては第二図に示すところによるものとする。

第一図

<p>(一)</p>	<p>車道に接続して路肩を設ける道路の車道（三）に示す部分を除く。）</p>	<p>歩道又は自転車歩行者道等を有しないトンネル又は長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路以外の道路の車道</p>	
<p>(二)</p>	<p>車道に接続して路肩を設けない道路の車道（三）に示す部分を除く。）</p>	<p>歩道又は自転車歩行者道等を有しないトンネル又は長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路の車道</p>	
<p>(三)</p>	<p>車道のうち分離帯又は交通島に係る部分</p>	<p>歩道又は自転車歩行者道等を有しないトンネル又は長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路の車道</p>	

この図において、H、a、b、c、d及びeは、それぞれ次の値を表すものとする。

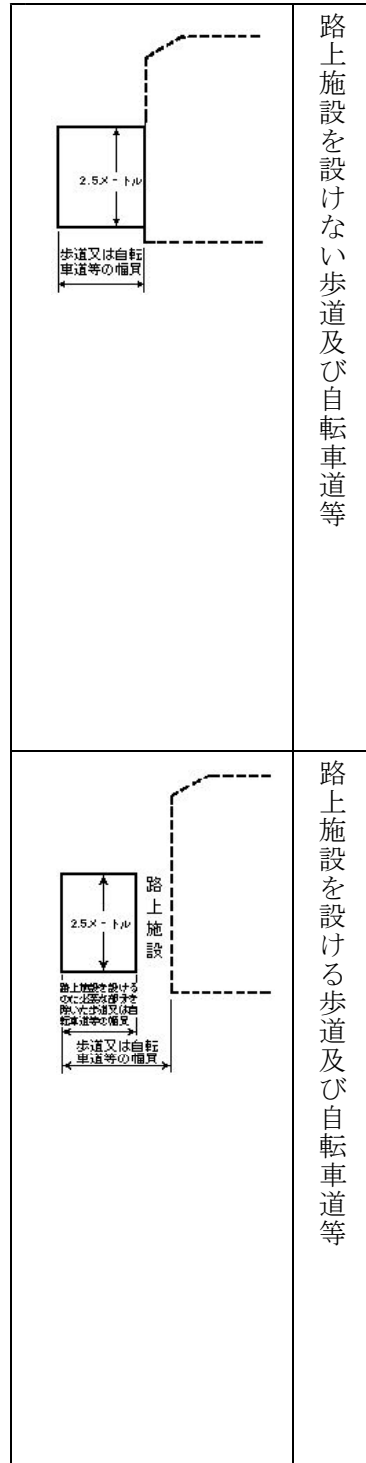
第四種

e 車道に接続する路肩の幅員（路上施設を設ける路肩にあつては、路肩の幅員から路上施設を設けるのに必要な値を減じた値）

〇・二五

〇・五

第二図



(設計速度)

第十三条 道路（副道を除く。）の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の上欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、高速自動車国道である第一種第四級の道路を除き、同表の設計速度の欄の下欄に掲げる値とすることができる。

区分				設計速度（単位 一時間につきキロメートル）			
第一種				第一級	第二級	第三級	第四級
				一二〇	一〇〇	八〇	六〇
				一〇〇	八〇	六〇	五〇

第四種				第三種					第二種	
第四級	第三級	第二級	第一級	第五級	第四級	第三級	第二級	第一級	第二級	第一級
四〇、三〇又は二〇	五〇、四〇又は三〇	六〇、五〇又は四〇	六〇	四〇、三〇又は二〇	五〇、四〇又は三〇	六〇、五〇又は四〇	六〇	八〇	六〇	八〇
	二〇	三〇	五〇又は四〇		二〇	三〇	五〇又は四〇	六〇	五〇又は四〇	六〇

2 副道の設計速度は、一時間につき、四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートルとする。
 (車道の屈曲部)

第十四条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間(車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。)又は第三十一条の二の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第十五条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(以下「車道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以下「曲線半径」という。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	曲線半径（単位 メートル）
一一〇	七一〇
一〇〇	四六〇
八〇	二八〇
六〇	一五〇
五〇	一〇〇
四〇	六〇
三〇	三〇
二〇	一五

（曲線部の片勾配）

第十六条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径がきわめて大きい場合を除き、当該道路の区分及び当該道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第三種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、六パーセント）以下で適切な値の片勾配を附するものとする。ただし、第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を附さないことができる。

区分	道路の存する地域	最大片勾配（単位 パーセント）
第一種、第二種及び第三種	積雪寒冷地域 積雪寒冷の度がはなはだしい地域	六

第四種	その他の地域	
		その他の地域
	一〇	八
	六	

(曲線部の車線等の拡幅)

第十七条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線(車線を有しない道路にあつては、車道)を適切に拡幅するものとする。ただし、第二種及び第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(緩和区間)

第十八条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第四種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を附し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。

3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値(前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値をこえる場合においては、当該すりつけに必要な長さ)以上とするものとする。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ(単位 メートル)
一〇〇	一〇〇
一〇〇	八五
八〇	七〇
六〇	五〇
五〇	四〇

	四〇	三五
	三〇	二五
	二〇	一〇

(視距等)

第十九条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位 一時間につきキロメートル)	視距 (単位 メートル)
二〇	二〇
三〇	三〇
四〇	四〇
五〇	五五
六〇	七五
八〇	一一〇
一〇〇	一六〇
一二〇	二一〇

2 車線の数が二である道路(対向車線を設けない道路を除く。)においては、必要に応じ、自動車^二が追越しを行なうのに十分な見とおしの確保された区間^三を設けるものとする。

(縦断勾配)

第二十条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の上欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の下欄に掲げる値以下とすることができる。

第一種、第二種及び第三種		区分	
普通道路		小型道路	
設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	縦断勾配(単位 パーセント)		
一二〇	二		五
一〇〇	三		六
八〇	四		七
六〇	五		八
五〇	六		九
四〇	七		一〇
三〇	八		一一
二〇	九		一二
一二〇	四		五
一〇〇			六
八〇	七		
六〇	八		
五〇	九		

第二十一条 普通道路の縦断勾配が五パーセント（高速自動車国道及び高速自動車国道以外の普通道路で設計速度が一時間につき百キロメートル以上であるものにあつては、三パーセント）を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

（登坂車線）

第四種												
小型道路					普通道路							
二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	二〇	三〇	四〇
一一	一一	一〇	九	八	九	八	七	六	五	一二	一一	一〇
						一一	一〇	九	八	七		

2 登坂車線の幅員は、三メートルとするものとする。
 (縦断曲線)

第二十二条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。
 2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。
 ただし、設計速度が一時間につき六十キロメートルである第四種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない
 場合においては、凸形縦断曲線の半径を千メートルまで縮小することができる。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)		縦断曲線の曲線形		縦断曲線の半径(単位 メートル)	
一二〇	凸形曲線	凹形曲線	四、〇〇〇	一、〇〇〇	
一〇〇	凸形曲線	凸形曲線	六、五〇〇		
	凹形曲線	凹形曲線	三、〇〇〇		
八〇	凸形曲線	凸形曲線	三、〇〇〇		
	凹形曲線	凹形曲線	二、〇〇〇		
六〇	凸形曲線	凸形曲線	一、四〇〇		
	凹形曲線	凹形曲線	一、〇〇〇		
五〇	凸形曲線	凸形曲線	八〇〇		
	凹形曲線	凹形曲線	七〇〇		
四〇	凸形曲線		四五〇		

二〇	二〇
三〇	二五
四〇	三五
五〇	四〇
六〇	五〇
八〇	七〇
一〇〇	八五
一二〇	一〇〇
設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	縦断曲線の長さ（単位 メートル）

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

二〇	凹形曲線	一〇〇
	凸形曲線	一〇〇
	凹形曲線	二五〇
三〇	凸形曲線	二五〇
	凹形曲線	四五〇

(舗装)

第二十三条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量がきわめて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を四十九キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして国土交通省令で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第四種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(横断勾配)

第二十四条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の下欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配（単位 パーセント）
前条第二項に規定する基準に適合する舗装道	一・五以上 二以下
その他	三以上五以下

(合成勾配)

第二十五条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が一時間につき三十キロメートル又は二十キロメートルの道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、十二・五パーセント以下とすることができる。

設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	合成勾配（単位 パーセント）
一一〇	一〇

- 2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が四以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合において、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。
- 3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。
- 4 連結路については、第五条から第八条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十二条及び第二十五条の規定は、適用しない。

（鉄道等との平面交差）

第二十九条 道路が鉄道又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による新設軌道（以下「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合において、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

- 一 交差角は、四十五度以上とすること。
- 二 踏切道の両側からそれぞれ三十メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、二・五パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量がきわめて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。
- 三 見とおし区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上五メートルの地点における一・二メートルの高さにおいて見とおすことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮しや断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数がきわめて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度（単位 一時間につきキロメートル）	見とおし区間の長さ（単位 メートル）
五〇未満	一一〇
五〇以上	一六〇
七〇未満	
七〇以上	二〇〇
八〇未満	
八〇以上	二三〇

第三十二条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設で国土交通省令で定めるものを設けるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

第三十三条 なだれ、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設その他これらに類する施設で国土交通省令で定めるものを設けるものとする。

2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、さく、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第三十四条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第三十五条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 橋、高架の道路その他これらに類する構造の普通道路は、その設計に用いる設計自動車荷重を二百四十五キロニュートンとし、当該橋、高架の道路その他これらに類する構造の普通道路における大型の自動車の交通の状況を勘案して、安全な交通を確保することができる構造とするものとする。

3 橋、高架の道路その他これらに類する構造の小型道路は、その設計に用いる設計自動車荷重を三十キロニュートンとし、当該橋、高架の道路その他これらに類する構造の小型道路における小型自動車等の交通の状況を勘案して、安全な交通を確保することができる構造とするものとする。

4 前三項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(附帯工事等の特例)

第三十六条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を行うし、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を行う場合において、第四条から前条までの規定(第八条、第十三条、第十四条、第二十四条、第二十六条、第三十一条及び第三十三条を除く。)による基準をそのまま適用することが適当でないときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第三十七条 一般国道の区域を変更し、当該変更に係る部分を都道府県道若しくは市町村道とする計画がある場合又は都道府県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該部分を当該他の道路とすることにより第三条第二項の規定による区分が変

更されることとなるときは、同条第四項及び第五項、第四条、第五条、第六条第一項、第四項及び第六項、第八条第二項から第六項まで、第九項及び第十一項、第九条第一項、第十条の二第三項、第十一条第一項、第二項及び第四項、第十一条の四第一項、第十二条、第十三条第一項、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第二十条、第二十二條第二項、第二十三條第三項、第二十七條第三項、第三十条並びに第三十一条の二の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第三十八条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第五条、第六条第四項から第六項まで、第七条、第九条、第十条の二、第十三条第三項、第十条の二第二項及び第三項、第十一条第三項及び第四項、第十一条の四第二項及び第三項、第十五条から第二十二條まで、第二十三條第三項並びに第二十五条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第五条、第六条第四項から第六項まで、第七条、第八条第二項、第九条、第十条の二、第十三条第三項、第十条の二第二項及び第三項、第四項、第十一條の四第二項及び第三項、第十九條第一項、第二十一條第二項、第二十三條第三項、次条第一項及び第二項並びに第四十条第一項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

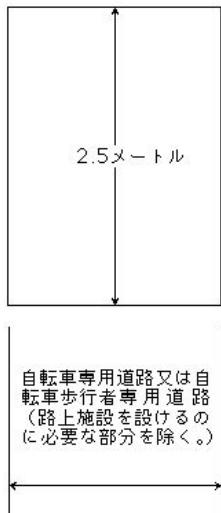
(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第三十九条 自転車専用道路の幅員は三メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は四メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二・五メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員〇・五メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

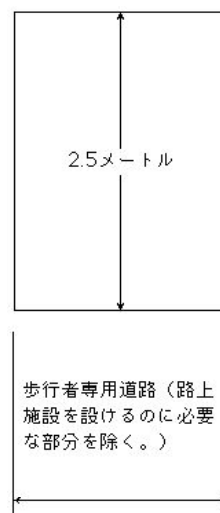
3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、次項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の建築限界は、次の図に示すところによるものとする。



(歩行者専用道路)

- 第四十条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、二メートル以上とするものとする。
- 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、次項の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 3 歩行者専用道路の建築限界は、次の図に示すところによるものとする。



○河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第九十九号）（抄）

第一章 総則

（この政令の趣旨）

第一条 この政令は、河川管理施設又は河川法（以下「法」という。）第二十六条第一項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という。）のうち、ダム、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものとする。

（用語の定義）

第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 常時満水位 ダムの新築又は改築に関する計画において非洪水時にダムによつて貯留することとした流水の最高の水位でダムの非越流部の直上流部におけるものをいう。
- 二 サーチャージ水位 ダムの新築又は改築に関する計画において洪水時にダムによつて一時的に貯留することとした流水の最高の水位でダムの非越流部の直上流部におけるものをいう。
- 三 設計洪水位 ダムの新築又は改築に関する計画において、ダムの直上流の地点において二百年につき一回の割合で発生するものと予想される洪水の流量、当該地点において発生した最大の洪水の流量又は当該ダムに係る流域と水象若しくは気象が類似する流域のそれぞれにおいて発生した最大の洪水に係る水象若しくは気象の観測の結果に照らして当該地点に発生するおそれがあると認められる洪水の流量のうちいずれか大きい流量（フィルダムにあつては、当該流量の一・二倍の流量。以下「ダム設計洪水流量」という。）の流水がダムの洪水吐きを流下するものとした場合におけるダムの非越流部の直上流部における最高の水位（貯水池の貯留効果が大きいダムにあつては、当該水位から当該貯留効果を考慮して得られる値を減じた水位）をいう。
- 四 計画高水流量 河川整備基本方針に従つて、過去の主要な洪水及びこれらによる災害の発生状況並びに流域及び災害の発生を防止すべき地域の気象、地形、地質、開発の状況等を総合的に考慮して、河川管理者が定めた高水流量をいう。
- 五 計画横断形 計画高水流量の流水を流下させ、背水又は計画高潮位の高潮が河川外に流出することを防止し、高規格堤防設計水位以下の水

位の流水の作用に対して耐えるようにし、河川を適正に利用させ、流水の正常な機能を維持し、及び河川環境の整備と保全をするために必要な河川の横断面で、河川整備基本方針に従つて、河川管理者が定めたものをいう。

六 流下断面 流水の流下に有効な河川の横断面をいう。

七 計画高水位 河川整備基本方針に従つて、計画高水流量及び計画横断面に基づいて、又は流水の貯留を考慮して、河川管理者が定めた高水位をいう。

八 計画高潮位 河川整備基本方針に従つて、過去の主要な高潮及びこれらによる災害の発生の状況、当該河川及び当該河川が流入する海域の水象及び気象並びに災害の発生を防止すべき地域の開発の状況等を総合的に考慮して、河川管理者が定めた高潮位をいう。

九 高潮区間 計画高潮位が計画高水位より高い河川の区間をいう。

十 高規格堤防設計水位 高規格堤防を設置すべきものとして河川整備基本方針に定められた河川の区間（第四十六条第二項において「高規格堤防設置区間」という。）の流域又は当該流域と水象若しくは気象が類似する流域のそれぞれにおいて発生した最大の洪水及び高潮に係る水象又は気象の観測の結果に照らして当該区間の流域に発生するおそれがあると認められる洪水及び高潮が生ずるものとした場合における当該区間の河道内の最高の水位をいう。

第二章 ダム

（適用の範囲）

第三条 この章の規定は、次に掲げるダム以外のダムについて適用する。

一 土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるダム

二 基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル未満のダム

（構造の原則）

第四条 ダムの堤体及び基礎地盤（これと堤体との接合部を含む。以下同じ。）は、必要な水密性を有し、及び予想される荷重に対し必要な強度を有するものとするものとする。

2 コンクリートダムの堤体は、予想される荷重によつて滑動し、又は転倒しない構造とするものとする。

3 フィルダムの堤体は、予想される荷重によつて滑り破壊又は浸透破壊が生じない構造とするものとする。

4 ダムの基礎地盤は、予想される荷重によつて滑動し、滑り破壊又は浸透破壊が生じないものとするものとする。

5 フィルダムの堤体には、放流設備その他の水路構造物を設けてはならない。

（堤体の非越流部の高さ）

第五条 ダムの堤体の非越流部の高さは、洪水吐きゲートの有無に応じ、コンクリートダムにあつては次の表の下欄に掲げる値のうち最も大きい値以上、フィルダムにあつては同欄に掲げる値のうち最も大きい値に一メートルを加えた値以上とするものとする。

項

区分

堤体の非越流部の高さ

（単位 メートル）

一	洪水吐きゲートを有するダム	$H_n + h_w + h_e + 0.5 (h_w + h_e \sqrt{1.5})$ 及び $H_n + 2)$ $H_s + h_w + (h_e \sqrt{2}) + 0.5 (h_w + (h_e \sqrt{2}) \sqrt{1.5})$ 及び $H_s + 2)$ $H_d + h_w + 0.5 (h_w \sqrt{0.5})$ 及び $H_d + 1)$
二	洪水吐きゲートを有しないダム	$H_n + h_w + h_e (h_w + h_e \sqrt{2})$ 及び $H_n + 2)$ $H_s + h_w + (h_e \sqrt{2}) (h_w + (h_e \sqrt{2}) \sqrt{2})$ 及び $H_s + 2)$ $H_d + h_w (h_w \sqrt{1})$ 及び $H_d + 1)$
備考 この表において、 H_n 、 h_w 、 h_e 、 H_s 及び H_d は、それぞれ次の数値を表すものとする。 H_n 常時満水位(単位 メートル) h_w 風による波浪の貯水池の水面からの高さ(単位 メートル) h_e 地震による波浪の貯水池の水面からの高さ(単位 メートル) H_s サーチャージ水位(単位 メートル) H_d 設計洪水水位(単位 メートル)		

2 洪水吐きゲートを有しないフィルダムで、ダム設計洪水流量の流水が洪水吐きを流下する場合における越流水深が二・五メートル以下であるものに関する前項の規定の適用については、同項の表二の項の下欄中、「 $h_w + h_e \sqrt{2}$ 」のときは「 $H_n + 2$ 」とあるのは「 $h_w + h_e \sqrt{1}$ 」のときは「 $H_n + 1$ 」と、「 $h_w + (h_e \sqrt{2}) \sqrt{2}$ 」のときは「 $H_s + 2$ 」とあるのは「 $h_w + (h_e \sqrt{2}) \sqrt{1}$ 」のときは「 $H_s + 1$ 」とする。(堤体等に作用する荷重の種類)

第六条 ダムの堤体及び基礎地盤に作用する荷重としては、ダムの種類及び貯水池の水位に応じ、次の表に掲げるものを採用するものとする。

貯水池の水位	ダムの種類	重力式コンクリートダム	アーチ式コンクリートダム	フィルダム
一 ダムの非越流部の直上流部における水位が常時満水位以下又はサーチャージ水位以下である場合		$W' P' P_e' R' P_d' U$	$W' P' P_e' R' P_d' U' T$	$W' P' R' P_p$

二 ダム の 非 越 流 部 の 直 上 流 部 に お け る 水 位 が 設 計 洪 水 位 で あ る 場 合	$W' P' Pe' U$	$W' P' Pe' U' T$	$W' P' Pp$
<p>備考</p> <p>この表において、W'、P'、Pe'、I'、Pd'、U'、Pp及びTは、それぞれ次の荷重を表すものとする。</p> <p>W ダムの堤体の自重</p> <p>P 貯留水による静水圧の力</p> <p>Pe 貯水池内に堆積する泥土による力</p> <p>I 地震時におけるダムの堤体の慣性力</p> <p>Pd 地震時における貯留水による動水圧の力</p> <p>U 貯留水による揚圧力</p> <p>Pp 間げき圧（ダムの堤体の内部及びダムの基礎地盤の浸透水による水圧）の力</p> <p>T ダムの堤体の内部の温度の変化によつて生ずる力</p>			

(洪水吐き)

第七条 ダムには、洪水吐きを設けるものとする。

2 洪水吐き（減勢工を除く。）は、ダム設計洪水流量以下の流水を安全に流下させることができる構造とするものとする。

3 洪水吐きは、ダムの堤体及び基礎地盤並びに貯水池に支障を及ぼさない構造とするものとする。

(越流型洪水吐きの越流部の幅)

第八条 越流型洪水吐きを有するダムの上流における堤防（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る堤防（以下「計画堤防

」という。）を含む。）の高さが当該ダムの設計洪水位以上非越流部の高さ以下である場合においては、第三十八条及び第三十九条の規定は、

当該ダムの洪水吐きについて準用する。この場合において、第三十八条第一項中「径間長（隣り合う堰柱の中心線間の距離をいう。以下この章

において同じ。）」とあり、並びに同条及び第三十九条中「径間長」とあるのは、「越流部の幅（洪水吐きの越流部が門柱、橋脚等によつて分

割されているときは、分割されたそれぞれの越流部の幅をいう。）」と読み替えるものとする。

(減勢工)

第九条 ダムの堤体又は下流の河床、河岸若しくは河川管理施設を保護するため、洪水吐きを流下する流水の水勢を緩和する必要がある場合にお

いては、洪水吐きに適当な減勢工を設けるものとする。

(ゲート等の構造の原則)

第十条 ダムのゲート（バルブを含む。以下この章において同じ。）は、確実に開閉し、かつ、必要な水密性及び耐久性を有する構造とするもの

とする。

- 2 ダムのゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。
 - 3 ダムのゲートは、予想される荷重に対して安全な構造とするものとする。
 - 4 ゲートを有する洪水吐きには、必要に応じ、予備のゲート又はこれに代わる設備を設けるものとする。
(ゲートに作用する荷重の種類)
- 第十一条 ダムのゲートに作用する荷重としては、ゲートの自重、貯留水による静水圧の力、貯水池内に堆積する泥土による力、貯留水の氷結時における力、地震時におけるゲートの慣性力、地震時における貯留水による動水圧の力及びゲートの開閉によつて生ずる力を採用するものとする。

(荷重等の計算方法)

第十二条 第六条及び前条に規定する荷重の計算その他ダムの構造計算に関し必要な技術的基準は、国土交通省令で定める。

(計測装置)

第十三条 ダムには、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる事項を計測するための装置を設けるものとする。

項		区		分		計測事項
		ダムの種類	基礎地盤から堤頂までの高さ(単位メートル)	漏水量	揚圧力	
一		重力式コンクリートダム	五十以上	五十未満	五十未満	漏水量 揚圧力
二		アーチ式コンクリートダム	三十以上	三十未満	三十未満	漏水量 変形 揚圧力
三		フィルダム	ダムの堤体がおおむね均一材料によるもの			漏水量 変形 浸潤線
		その他のもの				漏水量 変形

2 基礎地盤から堤頂までの高さが百メートル以上のダム又は特殊な設計によるダムには、前項に規定するもののほか、当該ダムの管理上特に必要と認められる事項を計測するための装置を設けるものとする。

二	二〇〇以上 五〇〇未満	〇・八
三	二、 五〇〇以上 〇〇〇未満	一
四	二、 〇〇〇以上 五、 〇〇〇未満	一・二
五	一〇、 〇〇〇未満 五、 〇〇〇以上	一・五
六	一〇、 〇〇〇以上	二

- 2 前項の堤防のうち計画高水流量を定める湖沼又は高潮区間の堤防の高さは、同項の規定によるほか、湖沼の堤防にあつては計画高水位に、高潮区間の堤防にあつては計画高潮位に、それぞれ波浪の影響を考慮して必要と認められる値を加えた値を下回らないものとするものとする。
- 3 計画高水流量を定めない湖沼の堤防の高さは、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位。次項において同じ。）に波浪の影響を考慮して必要と認められる値を加えた値以上とするものとする。
- 4 胸壁を有する堤防の胸壁を除いた部分の高さは、計画高水位以上とするものとする。
- （天端幅）
- 第二十一条 堤防（計画高水流量を定めない湖沼の堤防を除く。）の天端幅は、堤防の高さと堤内地盤高との差が〇・六メートル未満である区間を除き、計画高水流量に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、計画高水流量が一秒間につき五百立方メートル以上である場合においても、三メートル以上とすることができる。

項	計画高水流量（単位 一秒間につき立方メートル）	天端幅（単位 メートル）
一	五〇〇未満	三

二	五〇〇以上 二、〇〇〇未満	四
三	二、〇〇〇以上 五、〇〇〇未満	五
四	五、〇〇〇以上 一〇、〇〇〇未満	六
五	一〇、〇〇〇以上	七

2 計画高水流量を定めぬ湖沼の堤防の天端幅は、堤防の高さ及び構造並びに背後地の状況を考慮して、三メートル以上の適切な値とするものとする。

(盛土による堤防の法勾配等)

第二十二条 盛土による堤防(胸壁の部分及び護岸で保護される部分を除く。次項において同じ。)の法勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が〇・六メートル未満である区間を除き、五十パーセント以下とするものとする。

2 盛土による堤防の法面(高規格堤防の裏法面を除く。)は、芝等によつて覆うものとする。
(高規格堤防に作用する荷重の種類)

第二十二条の二 高規格堤防及びその地盤に作用する荷重としては、河道内の水位に応じ、次の表に掲げるものを採用するものとする。

項	河道内の水位	荷重
一	計画高水位以下である場合	$W' P' I' Pp$
二	計画高水位を超え、高規格堤防設計水位以下である場合	$W' P' Pp'$

備考
この表において、 W' 、 P' 、 I' 、 Pp 及び ρ は、それぞれ次の荷重を表すものとする。
 W' 高規格堤防の自重
 P' 河道内の流水による静水圧の力

1 地震時における高規格堤防及びその地盤の慣性力
Pp 間げき圧（高規格堤防及びその地盤の内部の浸透水による水圧）の力
τ 越流水によるせん断力

（荷重等の計算方法）

第二十二條の三 前條に規定する荷重の計算その他高規格堤防の構造計算に關し必要な技術的基準は、国土交通省令で定める。

（小段）

第二十三條 堤防の安定を因るため必要がある場合においては、その中腹に小段を設けるものとする。

2 堤防の小段の幅は、三メートル以上とするものとする。

（側帯）

第二十四條 堤防の安定を因るため必要がある場合又は非常用の土砂等を備蓄し、若しくは環境を保全するため特に必要がある場合においては、国土交通省令で定めるところにより、堤防の裏側の脚部に側帯を設けるものとする。

（護岸）

第二十五條 流水の作用から堤防を保護するため必要がある場合においては、堤防の表法面又は表小段に護岸を設けるものとする。

（水制）

第二十六條 流水の作用から堤防を保護するため、流水の方向を規制し、又は水勢を緩和する必要がある場合においては、適當な箇所水制を設けるものとする。

（堤防に沿つて設置する樹林帯）

第二十六條の二 堤防に沿つて設置する樹林帯は、国土交通省令で定めるところにより、洪水時における破堤の防止等について適切に配慮された構造とするものとする。

（管理用通路）

第二十七條 堤防には、国土交通省令で定めるところにより、河川の管理のための通路（以下「管理用通路」という。）を設けるものとする。

（波浪の影響を著しく受ける堤防に講ずべき措置）

第二十八條 湖沼、高潮区間又は二以上の河川の合流する箇所の堤防その他の堤防で波浪の影響を著しく受けるものには、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 表法面又は表小段に護岸又は護岸及び波返工を設けること。

二 前面に消波工を設けること。

2 前項の堤防で越波のおそれがあるものには、同項に規定するもののほか、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 天端、裏法面及び裏小段をコンクリートその他これに類するもので覆うこと。

二 裏法尻のりじりに沿つて排水路を設けること。

(背水区間の堤防の高さ及び天端幅の特例)

第二十九条 甲河川と乙河川が合流することにより乙河川に背水が生ずることとなる場合においては、合流箇所より上流の乙河川の堤防の高さは、第二十条第一項から第三項までの規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の高さを下回らないものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間及び逆流を防止する施設によつて背水が生じないようにすることができる区間にあつては、この限りでない。

2 前項本文の規定により乙河川の堤防の高さが定められる場合においては、その高さとは乙河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、計画高水流量に応じ、第二十条第一項の表の下欄に掲げる値を加えた高さとは一致する地点から当該合流箇所までの乙河川の区間（湖沼である河川の区間を除く。以下「背水区間」という。）の堤防の天端幅は、第二十一条第一項又は第二項の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の天端幅を下回らないものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、この限りでない。

(湖沼又は高潮区間の堤防の天端幅の特例)

第三十条 計画高水流量を定める湖沼又は高潮区間の堤防に第二十八条第一項第一号に掲げる措置を講ずる場合においては、当該堤防の天端幅は、第二十一条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、第二十八条の規定により講ずる措置の内容及び当該堤防に接続する堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防）の天端幅を考慮して、三メートル以上の適切な値とすることができる。

(天端幅の規定の適用除外等)

第三十一条 その全部又は主要な部分がコンクリート、鋼矢板又はこれらに準ずるものによる構造の堤防については、第二十一条、第二十九条第二項及び前条の規定は、適用しない。

2 胸壁を有する堤防に関する第二十一条、第二十九条第二項及び前条の規定の適用については、胸壁を除いた部分の上面における堤防の幅から胸壁の直立部分の幅を減じたものを堤防の天端幅とみなす。

(連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の特例)

第三十二条 堤防の地盤の地質、対岸の状況、上流及び下流における河岸及び堤防の高さその他の特別の事情により、連続しない工期を定めて段階的に堤防を築造する場合においては、それぞれの段階における堤防について、計画堤防の高さと当該段階における堤防の高さとの差に相当する値を計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位。以下この条において同じ。）から減じた値の水位を計画高水位とみなして、この章（第二十九条及び前条を除く。）の規定を準用する。

第四章 床止め

(構造の原則)

第三十三条 床止めは、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 床止めは、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(護床工及び高水敷保護工)

第三十四条 床止めを設ける場合において、これを接続する河床又は高水敷の洗掘を防止するため必要があるときは、適当な護床工又は高水敷保

護工を設けるものとする。

(護岸)

第三十五条 床止めを設ける場合においては、流水の変化に伴う河岸又は堤防の洗掘を防止するため、国土交通省令で定めるところにより、護岸を設けるものとする。

(魚道)

第三十五条の二 床止めを設ける場合において、魚類の遡上等を妨げないようにするため必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより、魚道を設けるものとする。

第五章 堰

(構造の原則)

第三十六条 堰は、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 堰は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに堰に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(流下断面との関係)

第三十七条 可動堰の可動部（流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。次条及び第三十九条において同じ。）以外の部分（堰柱を除く。）及び固定堰は、流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面を含む。以下この条、第五十八条第一項及び第六十一条第一項において同じ。）内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるとき、及び河床の状況により流下断面内に設けることがやむを得ないと認められる場合において、治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講ずるときは、この限りでない。

(可動堰の可動部の径間長)

第三十八条 可動堰の可動部の径間長（隣り合う堰柱の中心線間の距離をいう。以下この章において同じ。）は、計画高水流量に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上（可動部の全長（両端の堰柱の中心線間の距離をいう。次項において同じ。）が、計画高水流量に応じ、同欄に掲げる値未満である場合には、その全長の値）とするものとする。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

項	計画高水流量（単位 一秒間につき立方メートル）	径間長（単位 メートル）
一	五〇〇未満	一五
二	五〇〇以上 一、〇〇〇未満	二〇

三	二、〇〇〇以上 四、〇〇〇未満	三〇
四	四、〇〇〇以上	四〇

- 2 前項の表一の項の中欄に該当する場合において、可動堰の可動部の全長が三十メートル未満であるときは、前項の規定にかかわらず、可動部の径間長を十二・五メートル以上とすることができる。
 - 3 第一項の表三の項又は四の項の中欄に該当する場合において、第一項の規定によれば径間長の平均値を五十メートル以上としなければならない可動堰の構造上適当でないとき、同項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、可動部の径間長をそれぞれ同表三の項又は四の項の下欄に掲げる値未満のものとするることができる。
 - 4 第一項の表四の項の中欄に該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、流心部以外の部分に係る可動堰の可動部の径間長を三十メートル以上とすることができる。この場合においては、可動部の径間長の平均値は、前項の規定の適用がある場合を除き、四十メートル以上としなければならない。
 - 5 可動堰の可動部が起伏式である場合においては、国土交通省令で定めるところにより、可動部の径間長を前各項の規定によらないものとすることができる。
- (可動堰の可動部の径間長の特例)
- 第三十九条 可動堰の可動部の一部を土砂吐き又は舟通しとしての効用を兼ねるものとする場合においては、前条第一項の規定にかかわらず、当該部分の径間長は、計画高水流量に応じ、次の表の第三欄に掲げる値以上とすることができる。この場合においては、可動部の径間長の平均値は、同条第二項に該当する可動堰の可動部を除き、同表の第四欄に掲げる値以上でなければならない。

項	計画高水流量(単位 一秒間につき立方メートル)	可動部のうち土砂吐き又は舟通しとしての効用を兼ねる部分の径間長(単位 メートル)	可動部の径間長の平均値(単位 メートル)
一	五〇〇未満	一一・五	一五
二	五〇〇以上 二、〇〇〇未満	一一・五	二〇
三	二、〇〇〇以上	一五	三〇

	四、〇〇〇未満		
四、〇〇〇以上	一一〇	四〇	

2 前項の規定によれば可動堰の可動部のうち土砂吐き又は舟通しとしての効用を兼ねる部分以外の部分の径間長が著しく大となり、当該部分のゲートの構造上適当でなく、かつ、治水上の支障がないと認められる場合においては、国土交通省令で定めるところにより、可動部の径間長を同項後段の規定によらないものとすることができる。

(可動堰の可動部のゲートの構造)

第四十条 第十条第一項から第三項まで、第十一条及び第十二条の規定は、可動堰の可動部のゲートについて準用する。

2 前項に規定するもののほか、可動堰の可動部のゲートの構造の基準に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(可動堰の可動部のゲートの高さ)

第四十一条 可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、計画高水流量に応じ、計画高水位に第二十条第一項の表の下欄に掲げる値を加えた値以上で、高潮区間においては計画高潮位を下回らず、その他の区間においては当該地点における河川の両岸の堤防(計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防)の表法肩を結ぶ線の高さを下回らないものとする。

2 可動堰の可動部の起伏式ゲートの倒伏時における上端の高さは、可動堰の基礎部(床版を含む。)の高さ以下とするものとする。

(可動堰の可動部の引上げ式ゲートの高さの特例)

第四十二条 背水区間に設ける可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、治水上の支障がないと認められるときは、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる高さのうちいずれか高い方の高さ以上とすることができる。

一 当該河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、計画高水流量に応じ、第二十条第一項の表の下欄に掲げる値を加えた高さ

二 計画高水位(高潮区間にあつては、計画高潮位)

2 地盤沈下のおそれがある地域に設ける可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、前条第一項及び前項の規定によるほか、予測される地盤沈下及び河川の状況を勘案して必要と認められる高さを下回らないものとする。

(管理施設)

第四十三条 可動堰には、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。

(護床工等)

第四十四条 第三十四条から第三十五条の二までの規定は、堰を設ける場合について準用する。

(洪水を分流させる堰に関する特例)

第四十五条 第三十七条及び第四十一条の規定は、洪水を分流させる堰については、適用しない。

第六章 水門及び樋門

(構造の原則)

第四十六条 水門及び樋門は、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 高規格堤防設置区間及び当該区間に係る背水区間における水門及び樋門にあつては、前項の規定によるほか、高規格堤防設計水位以下の水位の流水の作用に対して耐えることができる構造とするものとする。

3 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに水門又は樋門に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(構造)

第四十七条 水門及び樋門（ゲート及び管理施設を除く。）は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

2 樋門は、堆積土砂等の排除に支障のない構造とするものとする。

(断面形)

第四十八条 河川を横断して設ける水門及び樋門の流水を流下させる部分の断面形は、計画高水流量（舟の通行の用に供する水門にあつては、計画高水流量及び通行すべき舟の規模）を勘案して定めるものとする。

2 前項の規定は、河川及び準用河川以外の水路が河川に合流する箇所において当該水路を横断して設ける水門及び樋門について準用する。

(河川を横断して設ける水門の径間長等)

第四十九条 第三十七条から第三十九条まで（第三十八条第五項を除く。）の規定は、河川を横断して設ける水門について準用する。この場合において、第三十七条中「可動堰の可動部（流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。次条及び第三十九条において同じ。）以外の部分（堰柱を除く。）及び固定堰」とあるのは、「水門のうち流水を流下させるためのゲート及び門柱以外の部分」と、第三十八条及び第三十九条中「可動堰の可動部」とあり、及び「可動部」とあるのは、「水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分」と、第三十八条第一項中「堰柱」とあるのは、「門柱」と読み替えるものとする。

2 河川を横断して設ける樋門で二門以上のゲートを有するものの内法幅は、五メートル以上とするものとする。ただし、内法幅が内法高の二倍以上となるときは、この限りでない。

(ゲート等の構造)

第五十条 水門及び樋門のゲートは、確実に開閉し、かつ、必要な水密性を有する構造とするものとする。

2 水門及び樋門のゲートは、鋼構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

3 水門及び樋門のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

(水門のゲートの高さ等)

第五十一条 水門のカーテンウォールの上端の高さ又はカーテンウォールを有しない水門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、水門に接続する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さを下回らないものとするものとする。ただし、高潮区間におい

て水門の背後地の状況その他の特別の事情により治水上支障がないと認められるときは、水門の構造、波高等を考慮して、計画高潮位以上の適切な高さとするができる。

2 第四十一条第一項の規定は、河川を横断して設ける水門（流水を分流させる水門を除く。）のカーテンウォール及びゲートの高さについて、第四十二条の規定は、河川を横断して設ける水門のカーテンウォール及びゲートの高さについて準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「水門のカーテンウォールの下端の高さ及び水門の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」と読み替えるものとする。

（管理施設等）

第五十二条 第四十三条の規定は、水門及び樋門について準用する。

2 水門は、国土交通省令で定めるところにより、管理用通路としての効用を兼ねる構造とするものとする。

（護床工等）

第五十三条 第三十四条及び第三十五条の規定は、水門又は樋門を設ける場合について準用する。

第七章 揚水機場、排水機場及び取水塔

（揚水機場及び排水機場の構造の原則）

第五十四条 揚水機場及び排水機場は、河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

2 揚水機場及び排水機場のポンプ室（ポンプを据え付ける床及びその下部の室に限る。）、吸水槽及び吐出水槽その他の調圧部は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

（排水機場の吐出水槽等）

第五十五条 樋門を有する排水機場には、吐出水槽その他の調圧部を設けるものとする。ただし、樋門が横断する河岸又は堤防（非常用の土砂等を備蓄し、又は環境を保全するために設けられる側帯を除く。第五十七条第一項、第六十五条第二項、第七十条第一項及び第七十二条において同じ。）の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 吐出水槽その他の調圧部の上端の高さは、排水機場の樋門が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さ以上とするものとする。

（流下物排除施設）

第五十六条 揚水機場及び排水機場には、土砂、竹木その他の流下物を排除するため、沈砂池、スクリーンその他の適当な流下物排除施設を設けるものとする。ただし、河川管理上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

（樋門）

第五十七条 揚水機場及び排水機場の樋門と樋門以外の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、樋門が横断する河岸又は堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 第四十九条第二項の規定は、揚水機場又は排水機場の樋門でポンプによる揚水又は排水のみの用に供されるものについては、適用しない。

(取水塔の構造)

第五十八条 取水塔（流下断面内に設けるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに取水塔に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

2 取水塔は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

3 取水塔の河床下の部分には、直接取水する取水口を設けてはならない。ただし、取水口の規模及び深さ等を考慮して治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

(護床工等)

第五十九条 第三十四条及び第三十五条の規定は、取水塔を設ける場合について準用する。

第八章 橋

(河川区域内に設ける橋台及び橋脚の構造の原則)

第六十条 河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに橋台又は橋脚に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(橋台)

第六十一条 河岸又は川幅が五十メートル以上の河川、背水区間若しくは高潮区間に係る堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。）に設ける橋台は、流下断面内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状態、地形の状態等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

2 堤防に設ける橋台（前項の橋台に該当するものを除く。）は、堤防の表法肩より表側の部分に設けてはならない。

3 堤防に設ける橋台の表側の面は、堤防の法線に平行して設けるものとする。ただし、堤防の構造に著しい支障を及ぼさないために必要な措置を講ずるときは、この限りでない。

4 堤防に設ける橋台の底面は、堤防の地盤に定着させるものとする。

(橋脚)

第六十二条 河道内に設ける橋脚（基礎部（底版を含む。次項において同じ。）その他流水が作用するおそれがない部分を除く。以下この項において同じ。）の水平断面は、できるだけ細長い楕円形その他これに類する形状のものとし、かつ、その長径（これに相当するものを含む。）の方向は、洪水が流下する方向と同一とするものとする。ただし、橋脚の水平断面が極めて小さいとき、橋脚に作用する洪水が流下する方向と直角の方向の荷重が極めて大きい場合であつて橋脚の構造上やむを得ないと認められるとき、又は洪水が流下する方向が一定でない箇所には、橋脚の水平断面を円形その他これに類する形状のものとすることができる。

2 河道内に設ける橋脚の基礎部は、低水路（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この項において

同じ。)及び低水路の河岸の法肩から二十メートル以内の高水敷においては低水路の河床の表面から深さ二メートル以上の部分に、その他の高水敷においては高水敷(計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る高水敷を含む。以下この項において同じ。)の表面から深さ一メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状態その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面又は高水敷の表面より下の部分に設けることができる。

(径間長)

第六十三条 橋脚を河道内に設ける場合においては、当該箇所において洪水が流下する方向と直角の方向に河川を横断する垂直な平面に投影した場合における隣り合う河道内の橋脚の中心線間の距離(河岸又は堤防(計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。))に橋台を設ける場合においては橋台の胸壁の表側の面から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含み、河岸又は堤防に橋台を設けない場合においては当該平面上の流下断面(計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面)の上部の角から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含む。以下この条において「径間長」という。)は、山間狭窄部であることその他河川の状態、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる場合を除き、次の式によつて得られる値(その値が五十メートルを超える場合においては、五十メートル)以上とするものとする。ただし、径間長を次の式によつて得られる値(以下この項及び第三項において「基準径間長」という。)以上とすればその平均値を基準径間長に五メートルを加えた値を超えるものとしなければならないときは、径間長は、基準径間長から五メートルを減じた値(三十メートル未満となるときは、三十メートル)以上とすることができる。

$$L = 20 + 0.005Q$$

(この式において、L及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L 径間長(単位 メートル)

Q 計画高水流量(単位 一秒間につき立方メートル)

2 次の各号の一に該当する橋(国土交通省令で定める主要な公共施設に係るものを除く。)の径間長は、河川管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる値以上とすることができる。

一 計画高水流量が一秒間につき五百立方メートル未満で川幅が三十メートル未満の河川に設ける橋 十二・五メートル

二 計画高水流量が一秒間につき五百立方メートル未満で川幅が三十メートル以上の河川に設ける橋 十五メートル

三 計画高水流量が一秒間につき五百立方メートル以上二千立方メートル未満の河川に設ける橋 二十メートル

3 基準径間長が二十五メートルを超えることとなる場合においては、第一項の規定にかかわらず、流心部以外の部分に係る橋の径間長を二十五メートル以上とすることができる。この場合においては、橋の径間長の平均値は、これらの規定により定められる径間長以上としなければならない。

4 河道内に橋脚が設けられている橋、堰その他の河川を横断して設けられている施設に近接して設ける橋の径間長については、これらの施設の相互の関係を考慮して治水上必要と認められる範囲内において国土交通省令で特則を定めることができる。

(桁下高等)

第六十四条 第四十一条第一項及び第四十二条の規定は、橋の桁下高について準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の

引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「橋の桁下高」と読み替えるものとする。

2 橋面（路面その他国土交通省令で定める橋の部分をいう。）の高さは、背水区間又は高潮区間においても、橋が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さ以上とするものとする。

（護岸等）

第六十五条 第三十四条及び第三十五条の規定は、橋を設ける場合について準用する。

2 前項の規定による場合のほか、橋の下の河岸又は堤防を保護するため必要があるときは、河岸又は堤防をコンクリートその他これに類するもので覆うものとする。

（管理用通路の構造の保全）

第六十六条 橋（取付部を含む。）は、国土交通省令で定めるところにより、管理用通路の構造に支障を及ぼさない構造とするものとする。

（適用除外）

第六十七条 第六十一条第一項から第三項まで、第六十二条、第六十三条及び第六十四条の規定は、湖沼、遊水地その他これらに類するものの区域（国土交通省令で定める要件に該当する区域を除く。）内に設ける橋及び治水上の影響が著しく小さいものとして国土交通省令で定める橋については、適用しない。

2 この章（第六十四条及び前条を除く。）の規定は、ダム、堰又は水門と効用を兼ねる橋及び樋門又は取水塔に附属して設けられる橋については、適用しない。

第九章 伏せ越し

（適用の範囲）

第六十八条 この章の規定は、用水施設又は排水施設である伏せ越しについて適用する。

（構造の原則）

第六十九条 伏せ越しは、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並びに付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

（構造）

第七十条 堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この項において同じ。）を横断して設ける伏せ越しにあつては、堤防の下に設ける部分とその他の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、堤防の地盤の地質、伏せ越しの深さ等を考慮して、堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 第四十七条の規定は、伏せ越しの構造について準用する。
（ゲート等）

第七十一条 伏せ越しには、流水が河川外に流出することを防止するため、河川区域内の部分の両端又はこれに代わる適当な箇所に、ゲート（バ

ルブを含む。次項において同じ。）を設けるものとする。ただし、地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

2 第十条第二項の規定は前項のゲートの開閉装置について、第四十三条の規定は伏せ越しについて準用する。

(深さ)

第七十二条 伏せ越しは、低水路（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この条において同じ。）及び低水路の河岸の法肩から二十メートル以内の高水敷においては低水路の河床の表面から、その他の高水敷においては高水敷（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る高水敷を含む。以下この条において同じ。）の表面から、堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この条において同じ。）の下の部分においては堤防の地盤面から、それぞれ深さ二メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面、高水敷の表面又は堤防の地盤面より下の部分に設けることができる。

第十章 雑則

(適用除外)

第七十三条 この政令の規定は、次に掲げる河川管理施設又は許可工作物（以下「河川管理施設等」という。）については、適用しない。

一 治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によつて設けられる河川管理施設等

二 臨時に設けられる河川管理施設等

三 工事を施行するために仮に設けられる河川管理施設等

四 特殊な構造の河川管理施設等で、国土交通大臣がその構造が第二章から第九章までの規定によるものと同等以上の効力があると認めるもの

(計画高水流量等の決定又は変更があつた場合の適用の特例)

第七十四条 河川管理施設等が、これに係る工事の着手（許可工作物にあつては、法第二十六条の許可。以下この条において同じ。）があつた後における計画高水流量、計画横断形、計画高水位又は計画高潮位（以下この条において「計画高水流量等」という。）の決定又は変更によつてこの政令の規定に適合しないこととなつた場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかつたものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。

(暫定改良工事実施計画が定められた場合の特例)

第七十五条 河川整備基本方針において定められた河川の総合的な保全と利用に関する基本方針に沿つて計画的に実施すべき改良工事の暫定的な工事の実施計画（以下「暫定改良工事実施計画」という。）が定められた場合においては、当該暫定改良工事実施計画において定められた高水流量、横断形、高水位又は高潮位は、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ計画高水流量、計画横断形、計画高水位又は計画高潮位とみなす。

(小河川の特例)

第七十六条 計画高水流量が一秒間につき百立方メートル未満の小河川に設ける河川管理施設等については、国土交通省令で定めるところにより、この政令の規定によらないものとすることができる。

(準用河川に設ける河川管理施設等への準用)
第七十七条 準用河川に設ける河川管理施設等については、国土交通省令で定めるところにより、この政令の規定を準用する。

○景観法施行令(平成十六年政令第三百九十八号)(抄)

(景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画)

第六条 法第八条第九項の政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。

一〜八 (略)

九 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号)第三十二条第一項の埠頭保安規程又は同法第三

十三条第一項の埠頭保安規程に相当する規程

十〜十二 (略)

十三 下水道法第四条第一項又は第二十五条の三第一項の認可に係る事業計画

十四〜十七 (略)

(条例で景観地区内の工作物の形態意匠等の制限を定める場合の基準)

第二十条 法第七十二条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一〜五 (略)

六 景観地区工作物制限条例には、次に掲げる法第七十二条第一項の制限の適用の除外に関する規定を定めること。

イ 第十一条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で工作物又はその部分の形態意匠に係るものに基づく当該工作物又はその部分の形態意匠についての適用の除外に関する規定

(1) 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十五条第二項

(2) (略)

ロ・ハ (略)

(条例で地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠について制限を行う場合の基準)

第二十五条 法第七十六条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 地区計画等形態意匠条例には、次に掲げる法第七十六条第一項の制限の適用の除外に関する規定を定めること。

イ 第十一条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠に係るものに基づく当該建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠についての適用の除外に関する規定

(1) 道路法第四十五条第二項

(2) (略)

ロ (略)

○景観法（平成十六年法律第一百十号）（抄）

（景観計画）

第八条（略）

2～8（略）

9 景観計画に定める第二項第四号ロ及びハに掲げる事項は、景観重要公共施設の種類の応じて、政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画に適合するものでなければならない。

10・11（略）

（工作物の形態意匠等の制限）

第七十二条 市町村は、景観地区内の工作物について、政令で定める基準に従い、条例で、その形態意匠の制限、その高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面後退区域（当該景観地区に関する都市計画において壁面の位置の制限が定められた場合における当該制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。第四項において同じ。）における工作物（土地に定着する工作物以外のものを含む。同項において同じ。）の設置の制限を定めることができる。この場合において、これらの制限に相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、当該条例は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めるものとする。

2～6（略）

第七十六条 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において、建築物又は工作物（以下この条において「建築物等」という。）の形態意匠の制限が定められている区域に限る。）内における建築物等の形態意匠について、政令で定める基準に従い、条例で、当該地区計画等において定められた建築物等の形態意匠の制限に適合するものとしなければならないこととすることができる。

2～6（略）

○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（抄）

第二十条 前条の規定による申出に係る代替住宅が公営住宅である場合において、当該申出をした者が公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件に該当する者であるときは、当該公営住宅を管理する地方公共団体は、同法第二十二條第一項及び第二十五條第一項の規定にかかわらず、その者を当該公営住宅に入居させるものとする。

2・3（略）

○マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）（抄）

（公営住宅への入居）

第一百八条 前条の規定による申出に係る賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が公営住宅である場合において、当該申出をした者が公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件に該当する者であるときは、当該公営住宅を管理する地方公共団体は、同法第二十二條第一項及び第二十五

条第一項の規定にかかわらず、その者を当該公営住宅に入居させるものとする。
2・3 (略)

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）（抄）
（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）
第四百九条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

（略）
第二十条第一項中「公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件」を「次の各号のいずれか」に、「同法」を「公営住宅法」に改め、同項に次の各号を加える。

一 公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件に該当する者
二 次に掲げる条件に該当する者

イ 当該申出をした者の収入が公営住宅法第二十三条第一号イの政令で定める金額以下で当該公営住宅を管理する地方公共団体が条例で定める金額を超えないこと。

ロ その他当該地方公共団体が条例で定める条件に該当すること。
（略）

（マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正）
第五十六条 マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

（略）
第十八条第一項中「公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件」を「次の各号のいずれか」に、「同法」を「公営住宅法」に改め、同項に次の各号を加える。

一 公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件に該当する者
二 次に掲げる条件に該当する者

イ 当該申出をした者の収入が公営住宅法第二十三条第一号イの政令で定める金額以下で当該公営住宅を管理する地方公共団体が条例で定める金額を超えないこと。

ロ その他当該地方公共団体が条例で定める条件に該当すること。
（略）

○河川法（昭和三十九年法律第六十七号）（抄）
（河川管理施設等の構造の基準）
第十三条（略）

2 河川管理施設又は第二十六条第一項の許可を受けて設置される工作物のうち、ダム、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準は、政令で定める。

(工作物の新築等の許可)

第二十六条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

255 (略)

(この法律の規定を準用する河川)

第百条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したものの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

2 (略)

○地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) (抄)

(政令に定める法定受託事務)

第一条 政令に定める法定受託事務(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項に規定する法定受託事務をいう。)で同条第十項の政令に示すものは、第一号法定受託事務(同条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務をいう。第二百二十五条において同じ。)にあつては別表第一の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務(同法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務をいう。第二百二十六条において同じ。)にあつては別表第二の上欄に掲げる政令についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりである。

別表第一 第一号法定受託事務(第一条関係)

備考 (略)

政 令	事 務
(略)	(略)
下水道法施行令(昭和三十四年政令第四百四十七号)	第四条後段及び第十七条の四後段の規定により都道府県が処理することとされている事務
(略)	(略)

○奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）（抄）
別表第一（第一条関係）

事業の区分		道路
		（略）
<p>（一） 新設（土地区画整理事業に係るもの及び財政特別措置法施行令第一条第一項各号のいずれかに該当するものを除く。）又は改築（土地区画整理事業に係るもの（財政特別措置法施行令第三条第二項第二号に規定する基準に適合し、かつ、同号の国土交通省令で定める要件を満たすものを除く。）及び財政特別措置法施行令第一条第一項各号のいずれかに該当するものを除く。）</p>	<p>十分の七（財政特別措置法施行令第二条第二項第一号の規定による国土交通大臣の指定を受けた道路に係るものにあつては、十分の七・五）</p>	<p>（略）</p>
<p>（二） 新設若しくは改築（いずれも財政特別措置法施行令第一条第一項第一号、第二号又は第四号に該当するものに限る。）又は修繕（災害防除事業として行われるものに限る。）</p>	<p>十分の五・五</p>	<p>（略）</p>
<p>（三） 新設又は改築（いずれも土地区画整理事業に係るもの及び財政特別措置法施行令第一条第一項各号のいずれかに該当するものを除く。）</p>	<p>十分の六</p>	<p>（略）</p>
<p>（三） 新設又は改築（いずれも財政特別措置法施行令第一条第一項第二号又は第四号に該当するものに限る。）</p>	<p>十分の五・五</p>	<p>（略）</p>

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

○後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和三十六年政令第二百五十八号）（抄）

（法第二条第二項に規定する政令で定める事業）

第一条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項に規定する政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が五千万円未満のもの、維持修繕に係るもの及び局部改良事業として行われるもの以外のもの
- イ イト （略）

チ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路で次に掲げるものに関する事業のうち、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項各号に掲げるもの及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業（同法第三条第三項又は第四項の規定により施行されるものを除く。）に係るもの以外のもの

- (1) (4) （略）

リ ヲ （略）

二 （略）

○後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「開発指定事業」とは、適用団体が国の負担金若しくは補助金の交付を受けて行い、又は国が適用団体に負担金を課して行う次に掲げる施設に係る事業のうち、災害復旧に係るもの、当該事業に要する経費の全額を国が負担するもの及び当該事業に要する経費を当該適用団体が負担しないもの並びに北海道及び奄美群島の区域における事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域におけるこれに相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除いたもので、政令で定めるものをいう。

一 七 （略）

八 道路

九 十二 （略）

○土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において「土地区画整理事業」とは、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、この法律で定めるところに従って行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業をいう。
2～8（略）

○車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）（抄）
（総重量、軸重及び輪荷重の制限）

第七条 道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二十三条第二項の基準（強度に係るものに限る。）に適合している舗装がされていない都道府県道又は市町村道で、これに代わるべき他の道路があるものについて、道路管理者が路面の破損を防止するため必要と認められる車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定めるときは、当該道路を通行する車両の総重量、軸重又は輪荷重は、当該限度をこえないものでなければならぬ。ただし、当該道路を通行しなければ目的地に到達することができない車両については、この限りでない。
2・3（略）

○成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十五年政令第二十八号）（抄）
（法別表に規定する政令で定める道路の改築）

第二条 法別表の道路の項に規定する道路法第二条第一項に規定する道路の改築で政令で定めるものは、次に掲げる道路の改築とする。

- 一 道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第三十八条第一項の規定により同令の規定による基準によらないことができる改築で、これに要する費用の額が国土交通大臣の定める額を超えないもの
- 二（略）
- 三 車道の舗装につき道路構造令第二十三条第二項に規定する基準によることを要しない場合における当該道路の舗装
- 四（略）

○成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）（抄）
別表（第三条関係）

事業の区分	事業主体	国の負担割合
道路 一般国道（道路法第五条第一項の規定による一般国道をいう。）又は 主要な県道（同法第七条第一項の規定による県道をいう。）若しくは	県	四分の三の範囲内で政令で定める割合

(略)	市町村道（同法第八条第一項の規定による市町村道をいう。）として政令で定めるものの新設又は改築（次に掲げるものを除く。）		
	道路法第二条第一項に規定する道路の改築で政令で定めるもの	市町村	市
		町村	十分の七の範囲内で政令で定める割合
			十分の八
(略)	市町村	三分の二	(略)

○水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号）（抄）

（法別表第一の政令で定める事業）

第四条（略）

2～4（略）

5 法別表第一の政令で定める都道府県道及び市町村道の新設又は改築は、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項各号（第三号を除く。）に掲げるものとする。

○水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）（抄）
別表第一（第九条関係）

事業の区分	国の負担割合の範囲
(略)	(略)
道路法第三条第三号の都道府県道及び同条第四号の市町村道の新設又は改築（政令で定めるものを除く。）	三分の二以内
(略)	(略)

○明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令（昭和五十五年政令第百五十六号）（抄）

（国の負担割合の特例の対象となる事業の範囲）

第三条 法第五条第一項の特定事業として政令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が千万円未満のもの及び維持修繕に係る事業以外の事業とする。

一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路で次に掲げるものに関する事業のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項各号に掲げる事業以外の事業

イ（略）

二（略）

（国の負担又は補助の割合の特例）

第五条 法第五条第三項に規定する道路の改築の事業で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業とし、同項に規定する政令で定める割合は、それぞれ当該各号に定める割合とする。

一 （略）

二 県道又は村道（都市計画において定められた道路に該当するものを除く。）の改築（土地区画整理法による土地区画整理事業に係るもの並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げるものを除く。第四号において同じ。） 三分の二

三（略）

○明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）（抄）

（国の負担又は補助の割合の特例）

第五条 明日香村整備計画に基づいて、昭和五十五年度から平成二十一年度までの各年度において明日香村が国又は奈良県から負担金、補助金又は交付金の交付を受けて行う事業（奈良県から負担金、補助金又は交付金の交付を受けて行うものにあつては、奈良県が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付するために要する費用の一部について国が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付するものに限る。）のうち、次に掲げる事業（災害復旧に係るもの、当該事業に係る経費の全額を国又は奈良県が負担するもの及び当該事業に係る経費を明日香村が負担しないものを除く。）で政令で定めるもの（以下「特定事業」という。）に係る経費に対する国の負担又は補助の割合（明日香村に対する負担又は補助のために奈良県が要する費用の一部を国が負担し、又は補助している場合にあつては、国の負担金又は補助金の当該特定事業に係る経費に対する割合）については、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）第五条の規定の例による。

一 次の施設の整備に関する事業

イ 道路

ロ（ハ）（略）

二 前号に掲げるもののほか、生活環境及び産業基盤の整備のために必要な事業で政令で定めるもの

2 （略）

3 明日香村整備計画に基づいて行われる道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路の改築の事業で政令で定めるものに係る経費に対する国の負担又は補助の割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、四分の三（土地区画整理事業に係るものにあつては、三分の二）の範囲内で政令で定める割合とする。

4・5 （略）

○行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律に基づく特定地域に係る国の負担、補助等の特例に関する政令（昭和五十七年政令第五十号）（抄）

（適用除外）

第十条 行革関連特例法第十四条第一項から第三項までの規定は、次の各号に掲げる規定が適用される事業に要する経費に対する行革関連特例法別表第一に掲げる法律の規定に基づく国の負担又は補助については、適用しない。

一 一十二 （略）

十三 下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百七十七号）附則第五項

十四 一十七 （略）

○行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和五十六年法律第九十三号）（抄）

（特定地域に係る国の特例負担額又は特例補助額の減額）

第十四条 特例適用期間において、都道府県若しくは指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下この条において同じ。）が行う事業又は国が都道府県若しくは指定都市に負担金を課して行う事業（これらの事業のうち、災害復旧に係るものその他災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するため緊急に行われる必要があるものとして政令で定めるものを除く。以下この項において「都道府県等実施事業」と総称する。）に要する経費に対する別表第一に掲げる法律の規定に基づく国の負担又は補助であつて、当該都道府県等実施事業に要する経費に係る通常の国の負担又は補助の割合（法律の規定に基づくものに限る。以下この条において同じ。）を超えて行われるものについては、当該都道府県等実施事業に要する経費に対する同表に掲げる法律の規定に基づく国の負担又は補助ごとに、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額に六分の一を乗じて得た金額を、第一号に掲げる金額から控除した金額とする。

一 当該都道府県等実施事業に要する経費に対する別表第一に掲げる法律の規定に基づく国の負担又は補助に係る金額

二 当該都道府県等実施事業に要する経費に係る通常の国の負担又は補助の割合により算定した国の負担又は補助に係る金額

2 特例適用期間において、一部事務組合（地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合のうち、都道府県又は指定都市が加入しているものに限る。以下この条において同じ。）若しくは港務局（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項に規定する港務局のうち、都道府県又は指定都市がその設立に加わっているものに限る。以下この条において同じ。）が行う事業又は国が一部事務組合若しくは港務局に負担金を課して行う事業（これらの事業のうち、災害復旧に係るものその他災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するため緊急に行われる必要があるものとして政令で定めるものを除く。以下この項において「一部事務組合等実施事業」と総称する。）のうち、当該一部事務組合の規約又は当該港務局の定款で定められている都道府県又は指定都市に係る経費の負担割合に相当する部分を、それぞれ、当該都道府県又は指定都市が行う事業とみなした場合において、当該都道府県又は指定都市が行うものとみなされた事業につき、当該事業に要する経費に対する別表第一に掲げる法律の規定に基づく国の負担又は補助であつて当該みなされた事業に要する経費に係る通常の国の負担又は補助の割合を超えて行われるものがあるときは、当該一部事務組合等実施事業に要する経費に対する国の負担又は補助については、当該都道府県又は指定都市が行うものとみなされた事業に要する経費に対する国の負担又は補助について前二項の規定の適用があるものとして、政令で定めるところにより算定した金額とする。

3 第一項又は前項の規定の適用がある場合における北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第二条第一項（同法第三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による港湾工事の費用に対する港湾管理者の負担については、同法第二条第一項に規定する港湾工事ごとに、当該港湾工事の費用に対する国の負担の割合により算定した場合における国の負担に係る金額から、第一項又は前項の規定により算定した当該港湾工事の費用に対する国の負担に係る金額を控除した金額を、それぞれ、同条第一項に規定する当該港湾工事の費用に対する港湾管理者の負担の割合により算定した場合における当該港湾管理者の負担に係る金額に加算した金額とする。

4 (略)

○北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百五十二号）（抄）

（国の負担割合の特例の対象となる事業の範囲）

第四条 法第七条の特定事業として政令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が千万円未満のもの及び維持修繕に係る事業以外の事業とする。

一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路で次に掲げるものに関する事業のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項各号に掲げる事業以外の事業

イ（略）

二（略）

○北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）（抄）
（特別の助成）

第七条 振興計画に基づいて、北方領土隣接地域の市又は町が国又は北海道から負担金、補助金又は交付金の交付を受けて行う事業（北海道から負担金、補助金又は交付金の交付を受けて行うものにあつては、北海道が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付するために要する費用の一部について国が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付するものに限る。）のうち、次に掲げる事業（災害復旧に係るもの、当該事業に係る経費の全額を国又は北海道が負担するもの及び当該事業に係る経費を北方領土隣接地域の市又は町が負担しないものを除く。）で政令で定めるもの（以下「特定事業」という。）に係る経費に対する国の負担又は補助の割合（北方領土隣接地域の市又は町に対する負担又は補助のためには北海道が要する費用の一部を国が負担し、又は補助している場合にあつては、国の負担金又は補助金の当該特定事業に係る経費に対する割合。以下「国の負担割合」という。）は、次条に定めるところにより算定するものとする。

一 次の施設の整備に関する事業

イ 道路

ロ 二 (略)

○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）

※都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十三年政令第三百二十一号）による改正後

（安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準）

第十八条 法第六十二条第一項第三号の政令で定める基準は、第十四条第一号に掲げる施設等については、次のとおりとする。

一 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、

当該工作物を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）

第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。

二 (略)

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

第六十二条 都市再生整備計画の区域内の道路の道路管理者は、道路法第三十三条第一項の規定にかかわらず、都市再生整備計画の計画期間内に限り、都市再生整備計画に記載された第四十六条第十項に規定する事項に係る施設等のための道路の占用（同法第三十二条第二項第一号に規定する道路の占用をいい、同法第三十三条第二項に規定するものを除く。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一・二 (略)

三 その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

2 5 (略)